奈良国立文化財研究所年報

1960

奈良国立文化財研究所

能面「翁」	正福寺 （海神社伝来）
鐙　一双	手向山神社

常瑜伽院指図　仁和寺

明本抄第十　奥書

興福寺

飛鳥板蓋宮伝承地

北遺構（北より）

平　城　宮　跡

石敷（A）及び掘立柱建物（B）（西より）

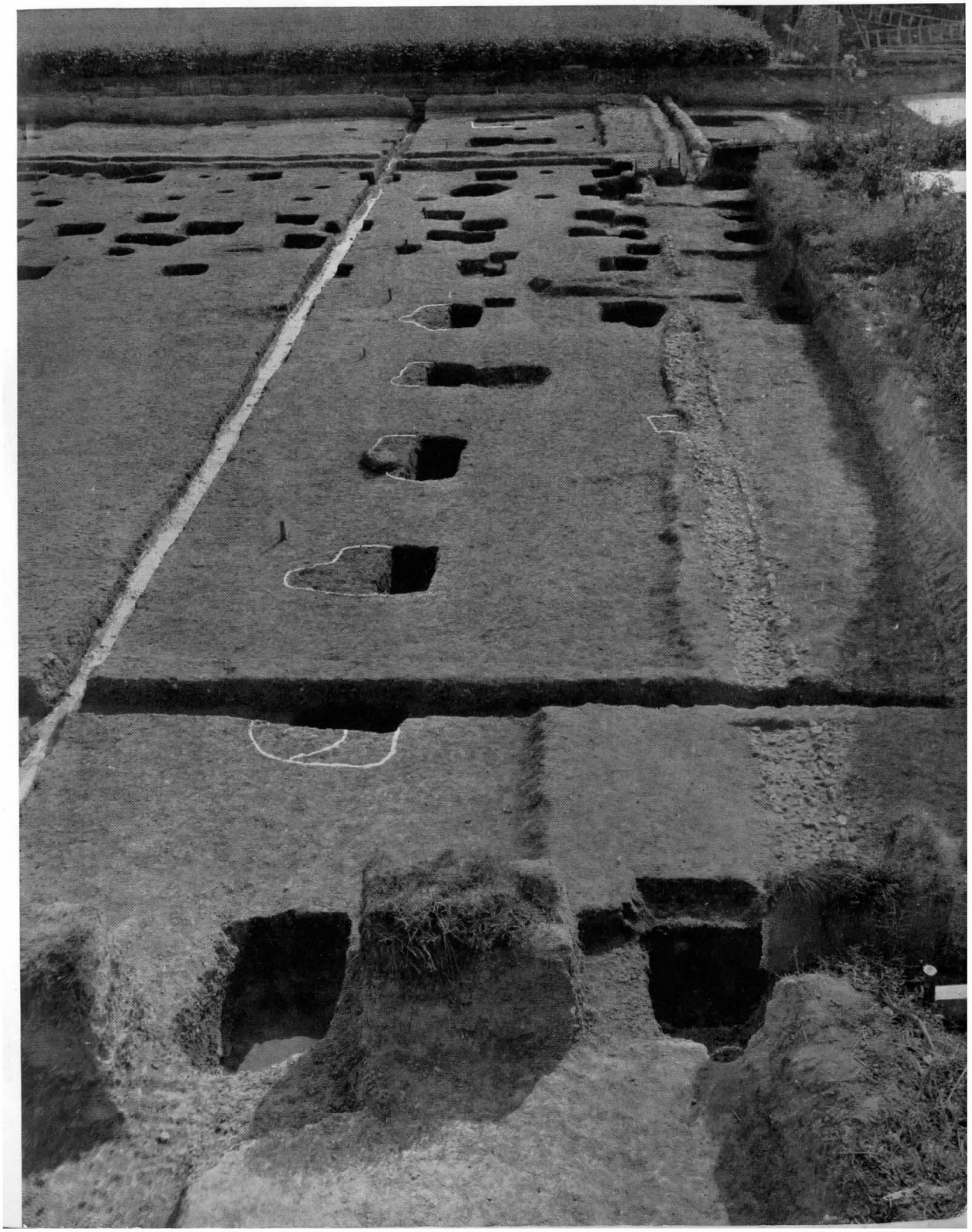

目次

能面「翁」　鐙　常瑜伽院指図
口絵　明本抄第十三奥書　飛鳥板蓋宮伝承地
平城宮跡

昭和34年平城宮跡第2次発掘調査概要……1
彫刻の調査と研究経過……5
仁和寺所蔵「常瑜伽院指図」について……11
飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査概要……14
興福寺所蔵覚遍本明本抄および紙背文書……19
遺跡・庭園の調査……27
図版解説（住吉盆・鐙）……13・26
昭和34年度調査研究概況……33
研究所の組織と構成……34

奈良国立文化財研究所年報1960
發行年月日　1961. 3. 10. 編集・發行　奈良國立文化財研究所　印刷　天理時報社

昭和34年平城宮跡第2次発掘調査概要

建造物研究室・建築歴史研究室・考古

特別史跡「平城宮跡」の第2次発掘調査を昭和34年7月21日から12月15日までの148日間にわたつて実施した。本回の調査地域は、通称一条通の北側、佐紀池の東側にあたり、関野貞博士推定による内裏の西北隅をしめる一劃で、調査面積は約30アールに達した。

調査の結果、堀立柱式の建物の遺構が重なりあつて検出され、それらの建物が造営された時期の先後の決定には非常な困難を伴なつたが、少くとも7回以上にわたつてこの地域に造営が行われたことを知り得た。かりにそれらをA—G群として区別し、記述する。

A群——この地域の原地形は沼状の湿地帯だつたらしく、それを埋立てさらに1m以上の土盛りを行つたのがこの地域の最初の造営である。この土盛りと共に造られたと推察される建物の遺構はなんら判明せず、ただ発掘地南端にコブシ大の礫を巾約60cmにならべた石敷が東西に走るのが認められた。この石敷は一見雨落溝の如き形態だが、これをさかいに当時の地表が南で低く、北ではさらに高かつたと考えられる点があり、のちに北方の地域が削平され、そのためA群時期の他の遺溝が残らなかつたものと解される。このことは同時に、この石敷が何らかの南北の境界の役目をはたしていたことを推測させる。

B群——A群の石敷の北側を削平して全体をならし、掘立柱の建物が建てられた。建物は石敷をまたいで東西に3棟建ちならび、それに平行して北約45mのところに東西に長い1棟の建物がある。南の3棟は同一規模のもので、東西5間、南北2間（柱間各約3m—天平尺10尺以下同様）、各建物はほぼ9mの間隔をおいている。東端の建物は桁行3間分を確認したのみで、以東は調査地域外に延びている。この3棟に平行する北の建物は東西13間、南北2間（柱間各約3m—10尺）のもので、3間ごとに間仕切があつたらしい。側柱は掘立柱だが、妻柱と間仕切中央柱は根固石様の石を伴つた浅い掘りこみによるものであることが注意された。この北の建物は南の3棟のうち西2棟のほぼ真北に平行して対置する形勢を示し、その間は広い空地であつたとおもわれる。この南北の4建物を一群としたのは、このような平行性や柱間寸法の一致によつたのである。このB群建物が東へどの程度連なつていくかは、今後の調査にまたねばならない。

C群——2棟の建物からなり、1棟はB群の南中央建物の北約10m、調査地域のほぼ中央に位置し、東西3間（柱間各約2.7m—9尺）以上、南北1間（柱間約3.6m—12尺）のものである。他の1棟はB群南東建物に一部重なり、その北に検出されたもので、東西2間以上、南北2間（柱間各約3.0m—10尺）で、東限は調査地域外にある。この2棟は、

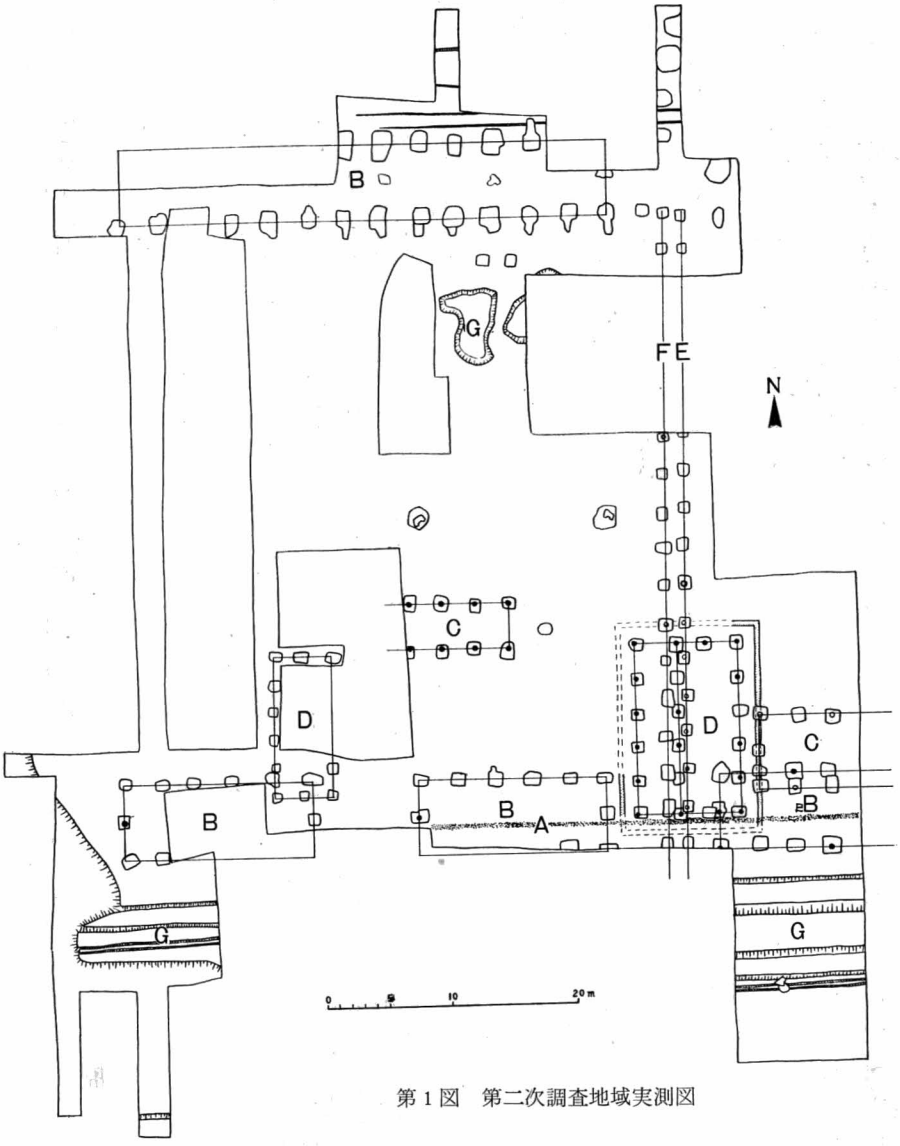

第1図　第二次調査地域実測図

B群以外の東西に長い建物として一括した。

D群――今回の調査地域内で始めて南北に長い建物があらわれる時期である。2棟の建物からなり、1棟はB群南西建物と一部重複してその北に検出されたもので、南北5間東西2間（柱間各約2.3m―7.5―尺）である。これに平行して西約2.4mにある他の1棟は、東西2間（柱間各約2.4m―8尺）、南北5間（柱間各約2.7m―9尺）の身舎の西に柱間3m―10尺の廂がつき、側柱列の外約1.3mのところに巾約0.4mの雨落溝がめぐった建物である。どちらも掘立柱で、雨落溝も特別の構造はない。

E群――D群建物廃絶後、その東方建物中央附近に南北にならんだ掘立柱掘方を伴う造営が行われた。この柱列の柱間は各約3m―10尺で、調査地域内に14本確認、総延長約48mにおよび、全調査地

域を東西に分割する形勢を示している。塀又は柵の如きものの遺構であろうか。

このちに、全地域にわたり第2回目の土盛りがおこなわれている。特に南西に厚く（約60cm）、東および北では薄い。この土盛りが行われたのは、原地形が南西に下っていたことからおして、第1次土盛り以後かなりの地盤沈下があったためではなかろうか。

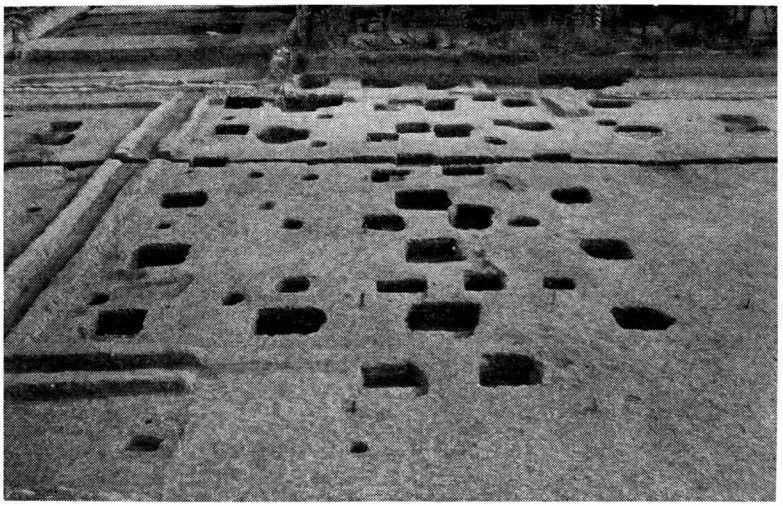

第2図　B群東建物

この第2次土盛り工事以後に2群の遺構があるが、その間に時間的前後関係があったかどうかは確認できなかった。

F群——E群の柱列の西約1.6mに平行してならぶ同様な掘立柱列の遺構であり、同じ性格のものと考えられる。第2次土盛り工事直後も、その直前とほぼ同じ状況だったと推測される。

G群——現在の一条通に平行して、第2次の盛土に掘り開いた2列の溝とその間が土塁状を呈する遺構がある。溝は部分によって異るが、巾約1.5m、深さ約0.6m程度、土塁状の部分の巾は約3.5mである。おそらく東西に走る築地とその両側の溝の遺構であろう。またその南の溝の下に花崗岩の礎石が2個埋没されており、礎石を用いた建物がこの附近にあったと考えられる。

第3図　B群北建物

この遺構と

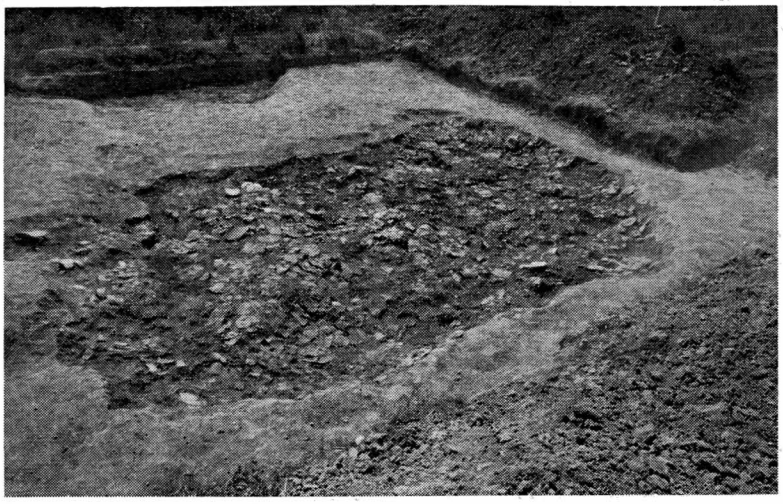

第4図　G群土器溜り

ほぼ同時期と遺物から推定される特殊遺構がある。それは調査地域の中央北よりにある東西約4m、南北約5m、深さ約0.5mの隋円形の坑で、第2次盛土に掘りこまれていた。そのなかには一時埋没された状態で、主として供膳形態の土師器が発見された。その器形の種類は限られ、総数は約2千個体にのぼる。さらに調査地域のほぼ中央附近で、2個の凝灰岩が発見された。どちらも第2次土盛り後それに掘りこんだ土坑中におちこんだ状態で発見され、ともに約55cm四方で一辺にえぐりがあり、両者をあわせると中央に六角形の穴が形成される。

以上のような遺構にともなつた遺物としては、瓦類は平城宮跡の他の部分と比較して発掘面積の割合には少なく、他に第2次の盛土中から万年通宝2枚、神功開宝9枚、不明1枚計12枚が一連につなぎあわされた状態で発見された。これは第2次土盛工事実施時期の上限を示している。遺物の大部分をしめるG群出土の土器は、出土状況が特異であるとともに、ほとんどが供膳形態でしかも器形の変化が少なく多数であり、整理後には当時の宮廷生活の一部を考えしめる資料となるであろう。またその絶対年代も比較的短期間に限定され、土器編年研究上にも重要な手掛りとなる。

以上が本回の調査結果の概要だが、通観すると、この地域が平城宮の中央地区の北部に位置し、その一劃を南北に区切る一つの境界線に近かつたこと、その境界線以北においてもA—G群にみられた多数回の造営工事の行われたことが知られた。このように遺構を個々別々にのみでなく、組合せの形で、平城宮全体との関連のうちでわずかでも把握し得たこと、それらを時間的な結びつきから考察し得たこと、これが本回の調査の一つの成果であつたといえよう。これは約30アールという大面積を掘時に発掘したことによつてはじめてなし得たことである。しかし、これらの一群の遺構が平城宮全体においてはたしていたより具体的な役割については何らの手掛りも得られなかつた。今回の発掘調査が過去の遺跡調査の常識からすれば、大規模だが、平城宮跡全体からすればわずかにその$\frac{1}{300}$の面積にしかおよばないことを考えると、それも止むを得ざるところで、さらに大規模な今後の調査をまつて、はじめて解明される問題であろう。

（田中　琢）

彫刻の調査と研究経過

美術工芸研究室・彫刻

一　俊乗房重源の研究

俊乗房重源が鎌倉時代における東大寺の復興造営を中心として、あるいは播磨の浄土寺、あるいは伊賀の新大仏寺、あるいは周防の阿弥陀寺その他の造営に力を尽した一代の傑僧であることは、いまさらいうまでもないことであるが、重源がその生涯になし遂げた仕事の数々は、彼自らが書き記した「南無阿弥陀仏作善集」に詳細に伝えられているのみならず、その実際の仕事でいまになおその元のままの姿で遺されているものも決して少くない。例えば、東大寺南大門とその二王像や、播磨浄土寺の浄土堂とその本尊の阿弥陀三尊像や、醍醐寺の宋版一切経や、周防阿弥陀寺の鉄宝塔とその内に納められた水晶五輪型舎利塔などはそのもつとも著しいものであろう。したがつてこれ等に対する調査なり研究なりは、すでに早く昭和6、7年頃から東大寺の筒井英俊師と小林との協力ではじめられていたが、それはまた当研究所の開設と同時に小林を中心とする研究所の綜合研究としてつづけられ、昭和28年度には文部省の科学研究費を補助されたこともあり、その後もずつと引続いて研究をおこなつている次第である。そして昭和34年においては、かつて東大寺浄土堂に安置されていたのが、その後いつか京都鳥羽の一念寺に移されたものと伝えられている丈六の阿弥陀如来像を調査し、また東大寺の俊乗房重源像の伝来を追つて、かつての俊乗堂すなわちいまの行基堂の造営年次などを尋ね、さらにまた作善集などにも記されている周防の遠石、小松原（いまの松原）、末武（いまの花岡）の3八幡宮などを調査して、それぞれかなりの成果をおさめた。ことに一念寺の阿弥陀如来像は周丈六（実測像高7尺3寸5分）

寺念一羽鳥　像来如陀弥阿

の実に堂々としたもので、それがいわゆる藤原和様を追つて鎌倉初期あたりに造られたものであることはすぐわかるが、もしこれが寺伝のように東大寺浄土堂のものであれば、これはおそらく六条殿尼御前すなわち丹後局高階栄子が後白河法皇（建久3年崩）の菩提を弔うために造つたものとしてまず間違いないものと思われ、重源関係資料としてきわめて貴重なものになるわけである。

二　興正菩薩叡尊の研究

興正菩薩叡尊の研究も、当研究所としては昭和30年度における西大寺に対する綜合研究の一部としてすでにはじめられ、その最初の基礎調査の成果として同年度に発行された「西大寺叡尊伝記集成」があることは周知の通りである。しかし叡尊が鎌倉中期頃に西大寺を中心として活躍した業蹟のほどは、地域的にもかなりひろく、またその関係寺院その他の数もきわめて多数に上り、あまつさえそれらの寺院などには必ずといつてよいくらい叡尊関係の資料を何かと伝えているのであるから、これ等をすつかり調べ上げるということはなかなか容易な業ではない。したがつてこの研究は昭和30年以来ずつと続けておこなわれているとはいうものの、まだその半ばにも達していないといつてよいだろう。しかし昭和34年度においては、やはり西大寺を中心として、前にその一部を整理した本堂の文殊菩薩像の納入文書ことにその大般若経の奥書をすつかり調べ、また西大寺文書の調査をはじめた。そしてまた関係寺院の大蔵寺の地蔵菩薩像や、西方寺の薬師如来像や、金峯山寺の聖徳太子像や、円成寺の南無仏太子像や、海竜王寺の愛染明王像等の調査並びに研究をおこない、さらに遠く尾道浄土寺の聖徳太子像や浄土寺文書の調査を実施した。なお偶然の機会から叡尊ゆかりの仏師善慶の造つた薬師如来像が淡路島の正福寺で発見されたことは喜ばしい限りである。

三　藤原彫刻の研究

藤原彫刻の研究は、昭和31年度における文部省の科学研究費による小林の「和様彫刻の形成とその伝播」という研究によつてはじめられたものであるが、周知のように藤原彫刻はその作例の数もきわめて多く、また研究しなければならない諸要素もかなり多岐に亙つているのであるから、これ等を一応整理するだけでもなかなか容易でない。そこでこの研究ではとにかくその造立の年次とか由緒とかがたしかめられるものを主として、それ等に関係があると思われるものだけをとり上げることにした。それでもなかなか大変で、ここ数年の間にようやく次のようなものの基礎調査だけを終つた。すなわち仏師定朝によつて完成されたといわれる和様彫刻の頂点を一応、通説のように平等院鳳凰堂の阿弥陀如来像とその供養菩薩像群として、こうした和様彫刻ができるまでの経過をたどる作例として

広隆寺講堂阿弥陀如来像、仁和寺金堂阿弥陀三尊像、醍醐寺薬師堂薬師三尊像、岩船寺阿弥陀如来像、六波羅蜜寺本堂薬師如来像、同十一面観音像、新薬師寺准胝観音像、善水寺薬師如来及両脇侍像、興福寺薬師如来像、六波羅蜜寺本堂地蔵菩薩像等

をとりあげ、また和様の完成とその後の伝播とを尋ねることができる

ものとして

広隆寺十二神将像、霊山寺薬師三尊像、興善寺釈迦如来及薬師如来像、浄瑠璃寺本堂九躰阿弥陀像、同毘沙門天像（四天王の中）、興善寺大日如来像、法界寺阿弥陀堂阿弥陀如来像、法金剛院本堂阿弥陀如来像、善明寺阿弥陀如来像、安楽寿院阿弥陀如来像、大日寺五智如来像、大原来迎院薬師如来、阿弥陀如来及釈迦如来像、長岳寺阿弥陀三尊像、福寿寺千手観音像、湯川阿弥陀堂本尊像、円成寺本堂阿弥陀如来像等

を、そしてなお藤原後期でありながらまだ前期の要素を多分に伝えているものとして

融念寺聖観音像、鞍馬寺吉祥天像、醍醐寺薬師堂吉祥天、閻魔天及帝釈天像等

をとりあげて、これ等の各像についてかなり詳しく調査もし、またきわめて精密な写真などを撮影した。

四　鎌倉時代における院派仏師の研究

——日本彫刻作家研究の中——

院派仏師とは、名匠定朝にはじまる専門仏師の中でそのもつとも正しい嫡系をなすもの、すなわち定朝、覚助、院助、院覚、院尊と伝えられた系統のものを指すわけで、鎌倉時代の初頭においては院尊、院実、院承、院賢等の名がかなりよく知られている。しかしどうしたことか、この院派仏師の鎌倉時代における活躍のほどは、後に述べるようにその現存作例もかなり数多く遺されていながら、それ等の各作者のことがあまりよくわかつていない。ことにそれ等各作者の師弟関係その他の仏師としての立場といつたようなことがほとんど明らかにされていない。そこでこの研究においては、むしろその現存作例に重点をおいて、それ等の彫刻としての様式や手法などの上から、その相互関係を明らかにして、いわゆる院派仏師の歴史をたどつてみたいと思う。いま知られている院派仏師の現存作例の主なるものは

東大寺及手向山神社舞楽散手面—承元元年（一二〇七）院賢作
京都宝積寺十一面観音像—天福元年（一二三三）院範作
京都仁和寺悉達太子像—建長四年（一二五二）院智作
滋賀求法寺慈恵大師像—文永四年（一二六七）院農作
奈良達磨寺聖徳太子像—建治三年（一二七七）院恵、院道作
滋賀高野神社慈恵大師像—弘安六年（一二八三）院信作

十一面観音像　法金剛院

滋賀金剛輪寺慈恵大師像二軀—弘安九年（一二八六）正応元年（一二八八）蓮妙作
高野山常喜院地蔵菩薩像—永仁二年（一二九四）院修、院湛、院唱、院亮作
熊本青蓮寺阿弥陀三尊像—永仁三年（一二九五）院玄作
伊勢外宮伝来妙見菩薩像—正安三年（一三〇一）院命作
京都神護寺浮彫弘法大師像—正安四年（一三〇二）定喜作
尾道浄土寺聖徳太子像—乾元二年（一三〇三）院憲作
京都法金剛院十一面観音像—元応元年（一三一九）院湛、院吉、覚舜、院聖等作
鎌倉覚園寺阿弥三尊像—元亨二年（一三二二）院興作
高知金剛頂寺浮彫真言八祖像—嘉暦二年（一三二七）定審作
愛媛大山祇神社大日如来像—元徳二年（一三三〇）院吉作

の如くであるが、昭和34年度においては、この中で求法寺と達磨寺と金剛輪寺と常喜院と法金剛院との各像を調査した。この中で法金剛院の十一面観音像の如きは、これ等がすべてその造像にたずさわったものかどうかよくわからないが、とにかくその納入文書の中に仏師として院湛、院吉、覚舜、院聖、観保、定審、院蔵、院救、慶賢、院即、院舜、観存、快実、院鑒、澄審、定憲等の名が見出されて、この研究に一つの大きな光明を与えてくれた。

五　能楽発達期（室町—江戸初期）における能狂言面の研究

わが国の伝統芸術に対する一般の関心は近来とみに高まつてきたが、ことに能楽についてはその文学史的な問題はもとよりのこと、それに用いられる能面や能衣裳やその他の小道具などにも注意を向けるものがひじように多くなつてきたようである。当研究所に於てもそのはじめはまことに偶然な機会から奈良の山間にある小さな神社からいくつかの古い能面を発見したが、そんなことが幾度か度重なつて、従来あまり世に知られていなかつたものでしかも室町時代のものとして間違いないと思われる古い能面がかなり数多く知られるようになつたわけである。それ等の中で、とくにこの研究によつて見出されたものを表示してみると次の通りである。

応永二十年（一四一三）　奈良豆比古神社癋見面—千草左衛門大夫作（銘）
　奈良豆比古神社翁面、黒色尉面、尉面等
永享二年（一四三〇）　吉野天川社黒色尉面—十二又五郎（銘）
　宇陀海神社翁面—十二（銘）
明応二年（一四九三）　吉野勝手神社若い男面、若い女面—七郎作（銘）
天文（一五三二～一五五五）頃　柳生長尾神社翁面、尉面、延命冠者面等
永禄五年（一五六二）以前　宇陀海神社父尉面、黒色尉面、延命冠者面、飛出面、若い男面、怪士面等（面箱銘）
天正二年（一五七四）　吉野天川社翁面—おちのきたらう作（銘）
天正六年（一五七八）頃　多武峯談山神社若い女面（面箱銘）
天正十九年（一五九一）　吉野天川社猩々面—ヤマタ□キヒヤウエ作（銘）
　柳生水間八幡神社飛出面—喜兵作（銘）
　柳生水間八幡神社若い男面、若い女面、延命冠者面、尉面、翁面、父尉面、黒色尉面
寛永五年（一六二八）　吉野天川社若い女面—秀能井時守（銘）

これ等は能面史の上にまことに貴重な資料となるもので、従来の能面に対する考え方に大きな変化をもたらすのではないかと思われる。したがつてこの研究に於ては奈良地方にまだ残されていると考えられる古い能面を尋ね出すと共に、また近江路や北陸道や山陽道あたりの神社にも調査の手を指し伸べたいと思つている。

六　印仏の研究

——元興寺極楽坊の庶民信仰資料研究の一部として——

印仏とはまた摺仏ともいわれ、紙にいろいろな仏の姿を木版で印刷したもので、それには一紙に単独の仏菩薩をあらわしたものや、また同じ姿のものを多数並べたものなどがあつて、その形式は多種多様である。この印仏がはたしてどんな意味をもつたものであるかということは、いままでにもこれを論究したものがないことはないが、どうもあまりはつきりとした結論を出していないように思われる。

そこで元興寺極楽坊における庶民信仰資料の研究をきつかけとして、たまたま同寺にかなり多数の印仏が伝えられていたのを中心として、その伝来その他の出緒の正しいもの、例えば仏像の像内に納入されていたものなどを、できるだけ数多く調べて、それ等がそれぞれどんな意味合いをもつて造られたものであるかを尋ねて、そのほんとうの意義や性格などをも研究したいと思つている。現在はまだその資料集収の時期であるが、いままでに調査した主なものは次の通りである。

能　面　　尉面—阿古父尉ヵ　長尾神社

阿弥陀如来印仏（浄瑠璃寺九躰阿弥陀像納入）
毘沙門天印仏（旧中川寺毘沙門天像納入）
十一面観音印仏（福寿寺千手観音像納入）
阿弥陀如来印仏（遣迎院阿弥陀如来像納入）
弥勒仏印仏（興福寺北円堂弥勒仏像納入）
吉祥天印仏（浄瑠璃寺吉祥天像納入）
如意輪観音印仏（元興寺極楽坊伝来）
千手観音印仏（興福寺食堂千手観音像納入）
毘沙門天印仏（興福寺食堂千手観音像納入）
聖徳太子印仏（元興寺極楽坊聖徳太子像納入）
十一面観音印仏（法金剛院十一面観音像納入）
愛染明王印仏（元興寺極楽坊弘法太子像納入）

これ等は多くその造像の勧進などに利用されたようであるが、その利用の仕方が時代により、また寺によつてそれぞれかなり異つたものがうかがわれるのも興味をひく。それにしても、これはやはり仏を造るという作善を、一人でも多くの人に浴さしめようとした仏家の善意から出ているように考えられて、この印仏もなかなかおもしろい研究の対象であると思う。

七　淡路島の文化財調査

昭和34年の5月27日から30日までと、8月20日から23日までの計8日間に、洲本市にある淡路信用金庫美術館の要請によつて淡路島全島の文化財を調査した。これはこれまでとかく見棄てられ勝ちであつた淡路島にも何か文化財があるのではないかということを調べると共に、

いままであまり文化財などに関心のなかった島内の人達にこの調査をきっかけとしてすこしでも文化財に対する認識を深めてもらうために、とくに美術館の方で企画されたものであった。

したがってこの調査の実施もほとんど美術館の計画した通りにおこなったのであるが、それはこの調査のもともとの主旨からして島内を隅なく廻るというのであったから、ところによってはあまりじゆうぶんな調査をするいとまもなかったわけである。しかしほぼ次に掲げるようなかなりすぐれた文化財の数々に接することができた。すなわち

千光寺（洲本市）銅鐘（弘安六年銘）　鉄宝塔残欠（文保二年銘）
満泉寺（洲本市）金鼓（天文十五年銘）　千手観音像（室町時代）
東山寺（津名町）薬師如来像（平安初期）　十二神将像（藤原時代）
金鼓（正平三年銘）
成楽寺（北淡町）大日如来像（藤原時代）
岩上神社（一宮町）金鼓（応安三年銘）
妙京寺（一宮町）金鼓（永享十二年銘）
浄土寺（一宮町）石造宝篋印塔（鎌倉時代）
竜宝寺（一宮町）不動明王像（平安初期）
河上神社（五色町）神像八軀（藤原前期―室町時代）
河内神社（五色町）銅鐘（永和五年銘）
鳥飼八幡宮（五色町）大般若経（天福元年奥書）
日光寺（西淡町）銅鐸
大和神社（三原町）大和社鉄印（平安初期）
賢光寺（三原町）銅造経筒（鎌倉時代）
国分寺（三原町）釈迦如来像（暦応三年仏師命円作銘）　飛天像残欠（藤原時代）
成相寺（三原町）薬師如来像（平安初期）　成相寺伽藍絵図（室町時代）
護国寺（南淡町）大日如来像（藤原時代）　古文書（鎌倉室町時代）
福良八幡神社（南淡町）神像六軀（鎌倉室町時代）
正福寺（南淡町）薬師如来像（建長元年仏師善慶作銘）

不動明王像　竜宝寺

の如くである。ことにこの中の竜宝寺の不動明王像は近世の粗悪な修補によって見た目をひじようにわるくしているが、元来はまことに古様を伝えた本格的な像で、またなかなかすばらしい造型をなすものである。平安初期のものとして間違いないものであろう。また正福寺の薬師如来像は建長元年（一二四九）に仏師善慶によって造られたとの銘をもつもので、もつぱら西大寺叡尊に用いられた仏師善慶の作例がこんなところに在るのはちよつと奇異にも思われるが、この像の様式や手法などはたしかに鎌倉中期頃の写実を主としたもので、またかなりすぐれたものである。これ等はこの調査のもつとも大きな収穫といえよう。

（小林　剛）

仁和寺所蔵「常瑜伽院指図」について

建造物研究室・建築

前々年度以来数次にわたり仁和寺の文書について調査した結果の一部は既に発表したが、特に、建築として絵図類に注意した点の中、標題に掲げたものが最も見るべきものであると考え、ここに紹介したい。

仁和寺蔵の絵図類は三分して、御経蔵と塔中蔵と黒塗手箱乙として目録がとられている。そのうち、御経蔵のものは主として仁和寺寛永再興に関するもの、もしくは再興後の諸儀式に関する指図であり、塔中蔵のは鎌倉、室町時代に行われた灌頂等諸儀式の指図を基にした江戸時代の写本である。黒塗手箱乙のは塔中蔵の原本であるようなものである。これらによると仁和寺は創立以後幾度か火災に遇い、特に中世以後甚しく荒廃していたため、寺中或は所属院家の古図というものは伝来に乏しく、特に鎌倉、室町時代の院家全体を知ることの出来る資料はここに掲げた「常瑜伽院指図」（口絵参照）が唯一のものであり、次いで桃山時代のものには「当時御所図□慶長年中法印御所也」とあるものが一枚ある限りである。後者は真光院のものと推定出来、仁和寺が、今の地に造営した本坊の前身をなすものである。

「常瑜伽院指図」（縦121cm 横86cm）は黒塗手箱乙下段二に収められているもので、端裏書に

長享三年六月廿日
永正六年十月中旬比此図法印御清書者也
其本一可有真光院

と記し、題字として「常瑜伽院指図」とある。又附箋によつて寛永十一年より夫々の年が逆算されている。これによつて、この図は長享三年六月廿日にまず作図されて、永正六年十月中旬に清書されたもので、別の一本は真光院にあつたことがわかる。

この常瑜伽院というのは『仁和寺諸院家記』（今仁和寺所蔵、もとは尊寿院所有のもの）中の「御室御住房処々記」に仁和寺本房として、北院・南院・大聖院・紫金台寺・光明寿院と列記した最後に掲げているもので、同じ「仁和寺諸院家記」（一条法眼が仁治三年に註したもの）には見られず、故に創立は仁治以後であり、常瑜伽院御室と呼ばれる寛性（伏見院第三御子、正応二年誕生、貞和二年入滅）に関係し、後常瑜伽院御室という永助（後光厳院御第五子、康安二年誕生、永享九年入滅）も使つていたものであろう。しかし、内閣文庫所蔵の「仁和寺諸院家記」では既に見られず、この記の最後の記事が延宝五年に関係するから、江戸時代初期には既に忘れられたものとなつていて、仁和寺本坊が真光院となる以前になくなつていたものと思える。したがつて、この図が永正六年に作成された時にはまだ存在していたかも知れない。

かくて創立した時は明らかでないにせよ、常瑜伽院は鎌倉時代末より室町時代末まで存在していた院家であつて、この図はその間の或

状態を示すものと考えていいのであろう。

位置については、尊寿院本の中で

真性法印記云、神殿の北方御池之上、西方、御所跡也、南方者御風呂跡也、少下所也云々

と説明し、同本南院の項で、

真性法印記云、常瑜伽院南北ハ、南院之跡也、今田地計也、三四段許坎、御池昔ハ南院之池也、是寛平法皇之御所也、近来ハ常瑜伽院之池也、又池西岸大石在之、南院塔跡也云々

ともあり、南院と常瑜伽院との関係を強調している。いずれにせよ、真性法印記を引用しているので、この真性法印記をたしかめねばならないが、この記のことは明らかでない。しかし、真性法印は心蓮院の斎怡法印のことで、中将法印とも号し、和気朝臣入道三位明重の子で、宏盛法印の付法上足、天正七年二月二十一日に入滅していることがわかる。すなわち、天正七年以前には常瑜伽院は既に廃滅しており、その跡は神殿の北方という。この神殿は仁和寺本坊である大聖院に属するもので、この大聖院は真光院の北、一岡の西というあたりにあったと知られる（顕証の「仁和寺諸院家記」）のであるから、今並ケ岳中、一岡の西方にある常盤神田町とある地点を、神田が神殿に通ずるからとり、それより東北にある宇多野御池町が常瑜伽院の御池と見れば、その御池より西であり、常盤神田町より北の宇多野御屋敷町である辺りが、常瑜伽院の位置に推定出来る。

南院というのは、さきの引用文では寛平法皇と見ているが、それは誤りで、高野御室（白河法皇第四子、寛治五年誕生仁平三年入滅）が始められたもので、長承元年に移徙されたという（『本要記』所収古徳記による）。長承四年正月二十八日に一間四面二階の丈六釈迦堂が供養され、康治元年三月七日に丈六光堂（迎接堂で丈六阿弥陀如来を安置した）が供養されている。この堂の供養記が顕証の「仁和寺諸院家記」の裏書に引用されている（その脇註に長承四年正月といれていることは誤りである）のによると、

南院御堂供養云、今日仁和寺覚法親王供養堂、依大殿仰已時許行向彼堂所、丈六一間四面丈六阿弥陀堂也、前有緑池水色湛〻、西有高嶺滝水早落、東対並岳云々

ほぼその位置を示している。東に池をこえて並ケ岳に対し西に滝があることすなわちこの滝を鳴滝と思い、この情景はさきの宇多野御屋敷町に南院をおく時に一致し、また南院の跡に常瑜伽院をたてたことに符合し、常瑜伽院の位置をここに推定したことに誤りがないとたしかめる。

この指図によると、院の建物は池より西に位置して、西と南には塀があり、西側の北寄りに「西御門」があり、これは御堂、客殿に通ずるハレの門となっている。また南にも門があり御厨子所に通ずるのケの門である。そして、殿堂舎屋は、北より大御堂・小御堂・北向客殿を含む寝殿等があり敷地の北よりに主な建物が置かれ、それから南に御中居等を含む東御所、御厨子所を含む下御所（対の舎・台所を含む）と風呂屋が独立して立ち、全体に建物は一線上に西若くは東へ交互に寄せて配置されている。離れている建物は「ツリヤ」と呼ぶ渡廊下らしいものでつないでいる。また庭には柳・松・梅・桃等が植込ま

れているし、池中には「船ヤトリ」があり、北寄りの池畔には塔がある。塔の材料形態はわからない。それはさきの引用文中に「池西岸大石在之、南院塔跡也」とあるものかも知れない。

この図中、客殿と見られるものに、南向の九間の部屋には畳が敷かれた様子を示し「武家渡御之時分ノ躰也」と書きいれている。この常瑜伽院に足利将軍が来たのは、四代義教の永享四年三月十二日のことで、桜見をしているものに当る。そうとれば、この客殿は永享四年には出来ていたこと、更に、後常瑜伽院御室永助が父（後光厳院）のために三十三回忌を応永十三年に、生母崇賢門院一回忌（正長元年）、七回忌（永享五年）に行っていることが知られ、この当り、そのような儀式に使われていたものと思い、それ以前の建築となる。図によれば、五間に六間のものに中門廊が北西に、広縁が東につき、東南には一部を東御所とする略似た規模の建物がつき、その二つを結ぶ附属の部屋（赤ヘリノ間、御中居）を以てした平面を示し、南北朝より室町時代初期にわたる寝殿の状況を示す好例である。

従ってこの図は『門葉記』見られる三条白河房及び十楽院の指図と併せて、院家全体を示す指図としてとりあげるべきもので、時代としてはそれらよりやや下った時の例として稀に見る貴重な資料と考える。

（杉山信三）

――図版解説――

住吉盆（八膳の内）

奈良市雑司町　手向山神社蔵

檜材　黒漆塗　高さ4.7cm・横30.3cm・縦29.9cm

室町時代

古くより手向山神社に伝えられているもので現在は八膳を残す。桧材で布を貼りその上に黒漆をかけて仕上げたもので本格的な作成といえよう。天板のみに朱漆を塗っている。

住吉盆という名称は必ずしも正確な呼称かどうかは別として神社で古くより呼ばれている名称で、これは祭礼、手掻会の時に神饌をもる器に使用されていた。神社に伝わる文政四年校写になる「東大寺八幡宮祭礼転害会図絵」(二巻)の「伝供」の場面に神饌をもつたこの器が明写されているのをみても判る。

天板の朱漆は八膳とも所々はげてはいるが、全体に保存がよい。小品ではあるがまとまつた姿のまことに美しい作品で、塗漆、形成からみて室町時代の作品とみられる。八膳揃つて現存していることも一つの偉観であろう。

（守田公夫）

飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査概要

建造物研究室・建築
歴史研究室・考古

この調査は現在進行中の大和平野導水路新設工事にともなつて、その予定線上の史跡を事前に調査しようとする計画の一部として実施したものである。予定線は、先に同計画のもとに調査した川原寺（高市郡明日香村大字川原）の南を東に進み、飛鳥川を渡つて明日香村大字岡の飛鳥川東岸地域にはいる。この東岸地域は、東西と南を飛鳥川の曲流と丘陵で限られ、北に一段低く飛鳥寺を望む平坦な台地である。この附近は飛鳥板蓋宮の故地

第1図　飛鳥板蓋宮伝承地附近地形図

と推定されており、また一帯の水田下には玉石敷の遺構が相当広範囲にわたつて存在するといわれていた。導水路予定地にあたるこれら遺構の性格を究明するために、昭和34年4月13日から5月31日にかけて発掘調査をおこなつた。その結果の概略をここに報告する。

発見遺構

A 南遺構

この遺構は、西の飛鳥川と東の丘陵との中央附近小字仏田とよばれる水田下に発見されたもので、飛鳥川東岸をへだたること約200m、通称立神塚（タテガミ）なる小さな塚のすぐ東にあたっている。遺構は、約5.5mの間隔をおいて東西に走る玉石積の2条の溝で南北両側を限られ、その中央に1列の掘立柱が並んだ建物跡である。この建物は、東西約10.5mごとに溝で区切られ、この溝でかこまれた1区画に中央柱列が4本づつおさまつたものが1単位となり、それが東西に連続して構成されているらしい。今回の調査ではその両端を確かめることはできなかつたが、約100m以上連なつていることを知つた。この遺構がどの様な性質の建物の跡かという点については、この程度の調査から結論を求めるのが無理であろう。東西の柱間3間の建物が連立して全体として廊の如き

第2図　南遺構全景

第3図　南遺構実測図

形態をなしているが、各単位ごとのまとまりもありそうである。しかし、寺院の僧房などとはまた異つている。それにもまして、柱が中央に1列しかないので、構造的にどうまとまつているかという疑問が大きい。東西にかなり細長く連なること、それを境に南と北で旧地表に高低差のあるらしいことは注意すべきところで、この遺構が飛鳥川東岸のこの台地を南北に分割する何らかの役割をはたしていたのではないかとおもわれる。

第4図　南遺構南溝細部

B　西　建　物

さきの南方遺構の北西、飛鳥寺伽藍中心線の南への延長線に近く位置して、掘立柱で構成された東西1間南北8間の細長い建築遺構が検出された。建物の柱間は梁行桁行共に約3m、柱直径は約30cmをはかつた。

C　北　遺　構

南方遺構の北約120mに北限のある北方遺構は、30cm内外の大きさ

第5図　西　遺　構　全　景

の玉石を敷きつめた東西約18m南北約6mの石敷部分と、その東の東西約13m南北約4mの礫を敷いた部分からなり、その両者を区画づける幅約30cmの玉石造りの溝が南北に3条、東西に2条走っていた。

建造物の痕跡は、石敷・礫敷のいずれにも認められず、北に延長したトレンチに基壇盛土様の山土層を検出したから、この遺構は屋外の庭にあたる部分と推定されよう。遺構の南限は著しい湧水のため確認し得なかった。

以上の南、西北の3遺構は、その軸線がほぼ平行または直行してそれらが同一計画のもとに営なまれた可能性を示しており、その間に広い未発掘地域があることはこれらの発掘遺構が全計画の一部分にすぎないことを考えさせるのである。

第6図　北遺構実測図

飛鳥板蓋宮との関連

これらの遺構が造営される以前のこの地域の地形は、トレンチの知見により次のように推定される。すなわち、

西方飛鳥川にそつて南東から北西へのびる古墳時代後期の遺物包含層を有する台地があり、その北東の一帯は沼地となつていたらしい。この沼地を埋たてて現在のように平坦にされ、その上に以上述べたような大規模な遺構が造営されているのである。その営まれた時期はいつごろで、飛鳥板蓋宮との関係はどうなのであろうか。書紀の記載と現地の地形をあわせ考えて、この飛鳥川東岸の台地を板蓋宮の故地と推定する説を妥当なものと考えたが、今回の調査では、肯定否定いずれの結論をも引出すに足る資料は得られなかつた。しかし、南方遺構の溝中から発見された土器類は、現在の土器の編年的研究からすると、板蓋宮のものとするにはやや新しく、7世紀後半のものと考えられ、この点でこの遺構と板蓋宮との関係は否定されねばならない。しかし、今回の調査が限られたもので、多数の遺構群がなお地下に残されていることを考えるならば、この地域と飛鳥板蓋宮との関係について簡単に結論を下すわけにはいかないであろう。

（坪井清足）

第7図　北遺構細部

第8図　出土遺物
（上より）　土師器蓋　土師器坏　須恵器四耳壺

興福寺所蔵 覚遍本明本抄および紙背文書

歴史研究室・古文書

一 はしがき

興福寺には零巻をも含めると数種の明本抄古写本が現存しているが、ここで取あげるのは、特に秘本として重視されて来た覚遍手沢本である。本書はすでに大日本仏教全書刊行の際、明本抄の底本として利用され、又南都七大寺大鏡（或は十大寺大鏡）にも写真が掲載されている等、特に新発見のものではない。しかし筆者寡聞の故か、本書についての詳しい紹介はいまだなされていないようである。又全十三巻中、第一、三、六、十の四巻には紙背文書があり、その中には二、三注目すべきものもあるが、これ又容易に目に触れうるような形にはなっていない。そこでここでは本書についての概略と、紙背文書中の主なもの若干とを紹介したい。

二 覚遍本明本抄

本書は巻子本で、本文の筆跡を見ると、第一―第七、第八―第十三はそれぞれ筆者を異にしている。第五を除く他の十二巻には表紙と本紙の継目裏に「伝領覚遍」の墨書があり、又第六、第七にはそれぞれ次の如き奥書がある。

（第六）文暦二年四月六日、於三条万里小路宿所、書写了、老眠数覚春夜猶長、仍挑残更之燈、終入木之功、于時鳧鐘之響、頻報鶏籠之山将曙矣　　因明老学覚遍

（第七）文暦二年四月十七日書写了　一校了　　因明末学覚遍

これによって第一―第七の筆者は覚遍なることが知られる。では第八以後の筆者は誰であろうか。全六巻共、継目裏毎に花押があり、又第十三には建暦二年十二月廿三日貞慶奥書[1]があるが、本文と奥書とは明かに筆者を異にしており（口絵参照）、第八以後が貞慶筆とは考えられない。本文の筆跡は興福寺所蔵の良算書写「因明抄」[2]と極めてよく類似しており、良算筆と推定して誤ない。又先の継目裏花押も或は彼のものではなかろうか。

この覚遍、良算は共に明本抄の著者貞慶の弟子で、覚遍は光明院に住し、宝治元年には興福寺別当となり、正嘉二年七月入滅した[3]。良算は房号を正覚房と称し、聖教の奥書等にもしばしばその名が見えている。

貞慶は入滅に先立つて自著「明本抄」を弟子の東北院僧都円玄（後に興福寺別当）、光明院律師覚遍に分け与えた。この間の事情は建暦二年十二月廿三日貞慶明本抄付嘱状、同月廿六日良算起請文等に詳しい[4]。即ち貞慶は「以上帙七巻奉東北院僧都、以下帙六巻奉光明院律師、両人互議可令書写残巻」きことを述べ、更に両人が「増成二本」すことを禁

ずると共に、伝受についても意を用うべきことを遺言している。そして彼の生前に本書の書写を許されたのは、この著述を助けた良算のみであったという。従って覚遍筆の第一―第七は師から伝受された本（第八―第十三）の欠を補うためのものであろう。しからば後半は貞慶からの伝受本とも考えられるが、本文の筆者は貞慶でなくて良算である点に疑問が持たれる。

第八以後を子細に検討してみると、表紙の部分（表題および見返し）と第十三の奥書とは良算筆とは認められない（挿図1・2）。これが覚遍筆でないことは勿論である。まず表紙について言えば、その筆跡は著者貞慶のものに極めてよく類似している。表紙と本紙との継目裏には「伝領覚遍」（覚遍自筆）とあり、しかも第十見返しの問題の一部には、良算筆の貼紙による訂正がなされており（第2図下）この表紙は古くすでに覚遍、良算の頃には付されていたと考えられ、時代的にも貞慶筆として差支えない。又第十三奥書も、表紙とはやや書風を異にするが、これ又貞慶自筆の如くである。

第1図　明本抄外題

覚遍は師貞慶から自著の本を譲られたのであるから、当然本文も貞慶自筆であるべきにもかかわらず、表紙奥書のみが貞慶筆というのは何故であろうか。本書は果して覚遍が伝受された本であろうか。或は良算書写本が何かの事情で覚遍の手に入ったものであろうか。

これを貞慶が覚遍等に譲った本とすれば、彼は弟子良算をして自分の草稿本を清書せしめて両人に譲ったということになるが、この場合は自筆草稿本の処置が問題となり、この推定は成立し難いように思われる。貞慶は本書の伝受に当り、かの付嘱状中で「将来付嘱之人、偏可簡法器心性、若自門之中、無真実之器者、当時伝受三人之内、随宜可令相譲」と述べている。従って良算が伝受すべき門弟なしとして、彼の書写本を覚遍、円玄両人に譲ったため、彼等は師の自筆本を一括して別に納め、代りに良算書写本を分ち所持することにしたとも考えられる。この場合表紙奥書が貞慶筆である理由が疑問となろうが、これについては所謂明本抄日記中の次の部分で説明がつくように思われる。(5)

「明本抄調巻之後、外題問題令書御之時、此二帙之中、今案等可有用意事可書出之由有其仰、仍書出於御前畢、（中略）此目録大切事也後ニ光明院ニモ可申、清書シテ一枚ハ可遣也（下略）」、「建暦二年九月晦日、持明本抄、参海住山、其日不入見参、無言之由被仰出畢、以愚札明本調巻之由、令申之処明朝可来之由有其仰、（中略）此事一期之内、大ニ憑シキ事也、アハレ此事を閑ニ光明院等ニ沙汰セハヤ、若不叶者、時々語申スヘキ也、又東北院侍従得業ハ短命人也、然而今年ノ夏見レハ無下ニハ不見、真実修学者也（下略）」、とある。この後に「同（建暦）三年三月一日於海住山書写畢、（中略）仮名比丘覚遍」の奥書があり、又前引の文中に「後ニ光明院等ニモ可申」「アハレ此事ヲ閑ニ光明院等ニ沙汰セハヤ、若不叶者時々語申スヘキ也」とあつて、覚遍が貞慶から直

写本の外題問題が貞慶筆と考えられる点はこの聞書の記事と一致している。貞慶は本書の伝受に意を用いていたのであり、特に書写を許した良算に対して表紙に自筆を加えることは十分に考えられるところである。もしこの考え方が成立つとすれば良算書写本の表紙の部分は貞慶の建暦二年十月一日の筆跡である。

以上の如く、本書は貞慶自筆の原本ではないが、その伝来を尋ねれば、彼と極めて関係の深い由緒ある書である。自筆本は失われてしまっているが、本書は貞慶が自ら筆を加えた表紙および奥書を有しており、自筆本にも准ずべきもので、まことに貴重な存在ということが出来よう。

本書には所謂「明本抄日記」又は「明本抄日記并要目録」なる書名のものは附属していない。しかしその原本たる建暦二年十二月廿三日貞慶明本抄付嘱状、同廿六日良算起請文、康元元年十二月廿五日覚遍明本抄付嘱状等が添えられており、一巻の書となっていないのが当然である。なお貞慶明本抄付嘱状の筆跡を見ると、海住山寺文書建暦三年正月十一日貞慶起請文と同筆であるが、これらの本文は共に貞慶が門弟の誰かに代筆させ、自らは署判のみ加えたものである。[6] 本文の筆者は誰であるかということが問題となるが、これについては今直ちに断定を下すことは困難で、後の検討にまちたい。貞慶明本抄付嘱状の花押を海住山寺文書に見える承元二年、建暦三年の貞慶花押と比較すると、筆運は同じであるが

第2図　明本抄第6（上），及び第10（下）巻首

接聞いて書いたものとは考え難い。又「東北院侍従得業……」とあつて円玄でないことも明かである。明本抄の著述に特に関係が深かつたのは良算であり、これは彼の聞書として誤ないであろう。この聞書には建暦二年九月晦日、明本抄の調巻出来し、海住山に持参したところ、貞慶が「外題問題令書御」とあるが、この良算持参の明本抄は貞慶自筆本であろうか。本書の著述はすでに建久初年乃至それ以前から行われていたようで、自筆本の調巻出来というよりはむしろ良算書写本の調巻が出来上つたものと考える方が妥当ではなかろうか。現在の良算

形体はやや異っている。花押の形は時により異るものではあるが、承元二年、建暦三年の間に位するこの花押が特に両者と異る点に疑問が抱かれるが、本付嘱状を写しとまで言うことは果して妥当であろうか。この点についても更に検討を加えることとして、ここで結論を下すことは保留したい。

三　紙背文書について

紙背文書のあるのは第一、第三、第六、第十の四巻であるが、書写の時期から推して、第一、第三、第六の三巻の紙背文書は文暦二年四月以前と考えられる。この紙背文書全部を紹介することが望ましいが、ここでは紙数の都合上、所領関係その他一部のものに限らざるを得ない。なお本文を掲げるに先立つて、その中の二三について若干の説明を加える。

(承元二年)　花押

(建暦二年)　花押

(建暦三年)　慶　貞

第3図

(1)は白檀釈迦如来像付嘱状案[8]および宝篋印経奥書写が同一筆者により、一枚の紙に合せ写されている、署名は単に「御判」「沙門釈ゝゝ」とあるのみで、名前は明記されていないが、その本文を見ると、何れも観心なる人物と関係の深かつた者と考えられる。特に付嘱状案によれば、観心に自分の本尊を譲つているのであり、「御判」の主は観心の師ではなかろうか。正治元年頃には貞慶は笠置寺に住していたが、彼の門弟中に観心なる者がおり[9]、先の「御判」「沙門釈ゝゝ」は共に貞慶と考えて差支えないであろう。なお永仁二年八月日新薬師寺衆分寺僧等申状には「今水田者、忝為解脱上人之御寄附、末学誰可成押妨之企哉、爰当寺燈油仏聖并解脱御房御本尊尺迦堂之長日法花経供料水田一町、河上在之」とあり[10]、永仁年間頃、貞慶の本尊の釈迦如来像が同寺に納められていたという。或はこの観心に譲られた白檀釈迦如来像は後に新薬師寺に安置されるに至つたのではなかろうか。

(3)については「中尊尺迦」とあり、どこかの堂の仏像を書上げたものの如くである。覚遍の手許にあつた文書であるから、或は興福寺内ではなかろうか。もし然りとすれば、中尊が釈迦であるのは中金堂、西金堂の二つであるが、この点については更に後の検討にまちたい。

(10)は嘉禄元年五月、元興寺塔の露盤が盗難にあつた為、その犯人が明かになるか否かを占つたものである。露盤は塔の最上部にありしかもかなりの重量があつて、塔の上から盗み取ることは一寸考えられない。したがつて嘉禄元年頃、元興寺塔は解体修理中で、露盤も下に降されていたものであろうか。この塔は約二十年後の寛元四年頃にも大修理を行われており[11]、その間隔は余りにも接近している点が不審にも思われる。しかしこれより先、貞永元年に雷火を蒙つたが、「令撲滅」めた為焼失は免れたという。或は寛元四年頃の修理はこの雷火によるものかもしれない。

(14)は年月日を欠いており、何時のものか明かではない。これは第十の紙背にあるが、この巻の書写年代は建暦二年九月以前であり、これを降ることはあり得ない下端一～二字分が切断され、意味のとり難い点もあるが、某寺の塔の建立に当つて工等の間で相論が行われた際のものである。この塔は何処のものであるか明記されてはいないが、「六重ニハ罷成候了」とある如く、五重塔ではなくて七重又は九重塔である。鎌倉時初期頃に建てられた七重又は九重塔の中、今知られるのは東大寺七重塔（東塔）、法勝寺九重塔の二つであり、この塔はその何れかと考えられる。

東大寺の場合は元久元年四月五日事始、承元二年六月廿日据礎立柱、翌三年六月廿日第二層立柱、更に工事は第三層にまで及んだが、同年八月大勧進栄西は法勝寺九重塔再建の為東大寺を離れて法勝寺に移り工事は停頓した。栄西入滅後の建保四年正月にこの工事は再開され、貞応二年三月に至つてやつと塔の完成を見るに至つた。(13)

法勝寺九重塔は承元二年五月十五日焼失、同年十月十七日事始、同四年七月十六日心柱立柱、建暦元年三月廿日第六重立柱、建保元年四月廿六日落慶供養が行われた。(14)前述の如く、この言上状が出されたのは建暦二年九月以前であるが、その時にはすでに工事は第六重に及んでいたのであるから、この塔は東大寺ではなくて法勝寺九重塔と考えるべきものである。特に文中に栄西の名が見えることもそれを裏書してくれよう。この言上状には塔の建立に当つて工等（鋳物師か）の間に相論が行われたこと、特に南都と京の工の間に対立があつたことが知られて興味深いものであるが、法勝寺九重塔造営に関する数少い具体的な史料としても重要である。

なお本状の筆跡は、中村直勝氏所蔵の建永二年六月廿一日造東大寺大勧進栄西献上状とよく類似している。更に検討を加える必要はあるが、或はこの言上状の差出人は栄西その人ではなかろうか。又これが出された時期は第六層立柱の建暦元年三月廿日から同二年九月までの間である。又文中に「東大寺鋳物師是助」とあるが、これは大仏鋳造に際して陳和卿等と共にその任に当つた「日本鋳物師工十四人」中の「大工散位草部是助」のことであろう。(15)

註

(1) 因明事、本無其功、随又廃亡、今年春秋之間、聊加覆審、或拾往日遺草、或有当時潤色、至十一月一日、如形終篇、其間迷謬失錯等、深雖恐冥顕、随分清浄之志、大明神可垂納受、病悩相続之間、未及再治耳、
建暦弐年十二月廿三日貞慶記之
春日社深秘箱所収　第一、第三両巻のみ全巻良算筆、第二、第四、第五の三巻は奥書のみ良算筆。

(2) 興福寺別当次第

(3) 興福寺所蔵（明本抄葛箱所収）　南都七大寺大鏡、大日本仏教全書明本抄にそれぞれ写真及び原文が収録されている。

(4) 大日本仏教全書　明本抄

(5) 貞慶起請文には「乍臥病席令人記之」とあり、他人をして代筆せしめたことは明かである。又付嘱状には「病及急切、不能右算之状如件」とあるが、当時は「右筆」を「筆をとること」の意に使つている場合が多く（大日本国語辞典その他参照）、これ又代筆によるものと考えられる。

(6) 承元二年九月九日　貞慶仏舎利安置状

(7) 建暦三年正月十一日　貞慶起請文

(8) この付嘱状案のみは「鎌倉彫刻図録」に掲げられている。

(9) 海住山寺文書　建保七年三月十四日海住山寺々僧等連署起請文
峰定寺（京都市）所蔵　木造釈迦如来立像胎内納入文書　宝篋印陀羅尼経奥書（この釈迦如来像は貞慶およびその関係者の結縁によるもので、その納入文書中に観心の名が見えているのは、彼が貞慶の門弟なることを示すものである。）
(10) 堂本四郎氏所蔵　古文書手鑑「楢のくち葉」所収
(11) 春日神社文書　寛元四年三月十日元興寺別当東門院寄進状
(12) 百錬抄　貞永元年二月二日条
(13) 東大寺七重塔（東塔）造営については、山本栄吾「東大寺初期大勧進職の業績」（日本建築学会論文報告集第五四号）筒井英俊「鎌倉時代に於ける東大寺の造営と大勧進行勇(一)」（寧楽第八号）
(14) 百錬抄　(15) 東大寺続要録　造仏篇

四紙背文書抄

〔巻第一紙背〕

(1) 白檀釈迦如来像付嘱状案（承元四年十二月十一日）および宝篋印経奥書写

付嘱

白檀釈迦如来像一躰坐像
快慶法眼造

右、件像者、為本尊年来所安置也、而同法等随応有分付仏像等、其中於此像者、有存旨、永付嘱観心上人了、向此像可令救予後生之状如件

承元四年十二月十一日　　御判

宝篋印経奥御日記

正治元年己未十二月廿一二両日之間、於笠置山般若台、奉書写了、依同法観心上人勧進也、願以此功、与上人生々常得為并、同侶自余廻向、只同施主志願耳

沙門釈ゝゝ

(2) 氏名未詳書状断簡（後欠）

只今花林院御所候之間、先私所存を令申上候也、重随仰可申上候、旅所ニ候之間、御請文之躰（様カ）、異様、恐入候者也、便宜天可令披露給（候カ）□

宇多庄神人之間事、畏以承候了今朝京御使令参候天、在家役并公事対押（掃カ）事、可任先例之由、尤可載社家請文候と、申入候つれは、以被申趣、申入候之処、仰云、此請文ハ雑免事也、然者在家役并公事対押事ハ、可被召別請文之由、被仰京御使候了、此上猶可被載一紙之由を、可申上候歟寛芸□（後欠）

(3) 仏像注文

中尊尺迦　弥勒　勝義生　文殊　十一面観音　善法浄恵
法誦　徳本　広恵　如理請問　為甚深義密意　梵天　帝釈　四大天王　須菩提

(4) 吉富名沙汰人言上状（折紙）

吉富名沙汰人謹言上

八町之公役勤仕子細愁状

件八町之令勤仕云事、自昔至今勤仕之条、更以不候、八町之公事勤仕シタリト申証人候者、被遂一決可候者也、

(5) 法印覚遍書状（三月廿四日）

造大神宮役夫工事、当寺領勤不、先例不覚悟候、早相尋子細、於寺家、可致沙汰候、且以此旨、可被披露候、恐惶謹言

三月廿四日　　法印覚遍

〔第巻三紙背〕

(6)　氏名未詳書状（後欠）

御札之旨、委承候了、和尓庄之間事、若可蒙仰候事出来候者、蒙仰可
令申候也、兼又彼□(問)事、具以令申入候了、而自去十二日、禅定殿下御
□御逆修、昨日結願、仍□無候、殿中物忩自今□　（後欠）

(7)　勝円書状（六月十九日）

新庄御下文賜預候、為御不審令進候
仰両年数月訴訟、令悩乱身心候之処、已一時散欝候了、喜悦之至、申
而有余者歟、迫年齢九旬、念仏之外不可有他事之処、遇不慮之違縁、
令対論候、頗存之外子細候、今幸奉遇憲法御時、預正道御下文候之条、
向後尤禦候、御参之次以此趣
（接続するか）
可令披露給候、恐々謹言

六月十九日　　勝円

光明院御房

(8)　氏名未詳書状断簡（後欠）

白鳥御庄之間事、御在京之時、委令言上候き、四郎左衛門尉友景、下
司ニ被成候事、令申子細候之処、尤以畏申候、早給御下文可遣候、散
期已近日罷成候、為所当沙汰、尤忩存候也、此様ハあしかるましき御
計候、又古川事、無下令点定候了、似自由沙汰、□ニ於古川□町一反
者、任先例、　（後欠）

(10)　都維那俊□奉書（五月十五日）

檜垣庄陳状　副故殿折紙　如此候、子細見状候歟、可被遣領主得業之許之由、
所候也、恐惶謹言

五月十五日　　都維那俊□

進上　元興寺別当法印御房

(11)　散位時資占文（嘉禄元年五月六日）

未御歳男
今月五日午尅、所見出元興寺塔露盤被盗取之、件盗人持行何方哉、
令嫌疑者、可顕欤如何
占、今月五日乙丑時、加干　功曹、臨丑為用、
将朱雀仲大衝、六合終天岡句陣、
行年辰上大二青竜、卦遇元首頸
推之、被能嫌疑者、必定可令顕現者欤、人物共可西方行向者欤、

嘉禄元年五月六日　　散位時資

〔巻第十紙背〕

(12)　親□書状（十月十日）

今月八日乗船候了、祈請事、能々可令懸御意給也、抑、檜榑五十寸、
椙榑六百寸、進上之、但先日令申候之様ニ、木津へ可令付進之由、雖
思給候、城外之間、留寺下人、定難沙汰進候欤、遣御使、可令沙汰取
給候也、毎事期後便候、恐々謹言

十月十日　　親□

正覚御房

(13)　氏名未詳書状断簡

日来参籠信貴山、籠居無其期存候間、存□(外カ)□(別筆)「悦承候了」去十九日罷出候也、其故
ハ、座主御房令還補給候テ、山上事なんとも、可仰合と西塔院主ニ□(可カ)
還補之由、仰候しかとん、再三辞申候き、其上　院宣□、可尚還補之由

（別筆）「不及左右候」

被仰下候、旁難遁次第候テ、悉令還補候了、存外不可□(説)次第出来候也、
今年ハ　（後欠）

(14) 栄西言上状カ（後欠カ）

仰旨謹以承候了、則高折紙、加一見謹返上之、此条凡不可説、不足言
事候欤、自蒙仰事不候、誰人仰とも不覚悟候、然而□旨候、召付候了、
則高ヲハ東大寺鋳物師是助□、雖訴申、不改定候之処、如此遠乱結
構候故□以可令召替候欤、御塔事、大宮大納言殿御奉□時、末包一人
をもて被造営候之剋、不事行候□、依勅定召返、被仰付栄西之旦、
第二重御□(柱カ)、送五箇月候了、爰存旨候、召加京工候之時、及殺□候
かは、末包永令廃除候了、今召加両人候は□(第カ)六重ニハ罷成候也、九輪
同長候欤、則高如此□申(訴カ)候ハ、自由いつともなく仕候ハんと存、如此
申候、一切不承引候也、一々可令察御候欤、則高以外□奉申付候、豈
非罪科哉仍言上如件　（後欠カ）

（附　記）

海住山寺文書については佐脇貞明氏の紹介原稿（史学雑誌七〇ノ二）を参照させて頂いた。原本の閲覧を快く承諾された同氏に対してあつく御礼申上げたい。

（田中　稔）

鐙（一　双）

奈良市雑司町　手向山神社蔵

鉄製真鍮象嵌　高さ26.0cm・長さ28.8cm・巾13.5cm

桃山時代

手向山神社に伝えられているもので、鉄製の鐙に美しい文様を真鍮で象嵌した舌長鐙である。少しのいたみや「踏込」のところの塗りかえはあるが、全面に桐唐草、笹唐草、鳳凰、霊芝雲、流水に水草、菊花、葦に雁などの文様を真鍮象嵌でだす。

「かこがしら」「ちからがね」及び「踏込」の部分には文様はないが、「かこくび」から「紋板」にかけて全面に桐唐草文様を象嵌し、「鳩胸」の中央には霊芝雲にのる鳳凰を一つは左向き一つは右向きに出し、その上下左右は共に桐唐草、霊芝雲、笹唐草文様を隙間なく象嵌している。「やないば」の部分には流水に水草、波頭、菊花、桐唐草文様を出し「一文字」の部分には桐唐草文様が見られ「舌先」の外面には全く趣きの変った風情ある葦に雁文様が象嵌されてまことに美しい。唐草のつる、流水、葦、雁は糸象嵌の手法を用い、桐、鳳凰、笹、菊、霊芝雲、水草、波頭には平象嵌の技法を施す。平象嵌には鏨彫りを行い文様に立体感を与えている。殊に、「鳩胸」の部分に見られる鳳凰は力強く、全体に鏨彫りがなされてその技術の精巧さを示しているが、一方の鳳凰がすでに大部分脱落しているのはまことに惜しい。

この鐙にみられる文様は、笹を竹に見立て、桐竹鳳凰文様とも解されよう。桐竹鳳凰文様は主上の御袍の文様であるが、この文様を鐙に使用したことには文様が文様だけに何か深い意味があつたと考えられる。当社の祭礼、手掻会には室町末期即ち天文八年まで勅使が差向けれていた。したがつて、勅使専用の鐙と考えられなくもない。真鍮のわが国えの輸入時期とも年代的に差支えないが、文様の風趣からみて桃山期も初期の作品と見るのが妥当であろう。

とにかく、珍らしい真鍮象嵌の初期の作例として貴重なものといわねばならない。

（守田公夫）

遺跡・庭園の調査

水無瀬離宮跡並に伝桜井御所跡の調査

一　調査概要

昭和三十四年夏七月から九月にかけて、名神高速道路沿線史蹟調査の一環として、大阪府三島郡島本町大字広瀬及大字桜井地内にある水無瀬離宮跡と伝桜井御所跡の調査が行なわれた。大阪府教育委員会の依頼を受け奈良国立文化財研究所員が中心となり、京都大学大学院学生村岡正君等の協力を得て実測調査にあたつた。測量した総面積は約五〇ヘクタール（約五十町歩）要した期間は外業は七月二十五日から九月十日までの晴天二十五日間、その後年末までの間に実測資料の計算、実測図作製、古図及び字図の複写、文献資料の渉猟、報告書原稿整理などを行なつた。

二　水無瀬神宮と下御所跡

後鳥羽上皇は白川殿、鳥羽殿など、藤原時代以来の皇室所有の庭園を復旧修理させる一方、鳥丸殿、五辻殿など泉石に名のある公家の邸宅などをも仙洞御所として利用した。その中で白川にある最勝四天王院は建物の配置と庭園の姿が判る例として知られるものである。

正治元年（一一九二）には、大規模な水無瀬殿（後の上御所に対して下御所と呼ぶ）が造営された。その位置は現在の水無瀬神宮を中心とした一帯即ち水無瀬川と淀川の合流点に近かつたようである。

水無瀬御宮由来書、経業師成記（水無瀬神宮所蔵文書）によると、

水無瀬御宮之儀者即後鳥羽院御旧殿也、延応三年於隠岐国崩御之節、宸筆御影ヲ被下、以後水無瀬御旧殿ニ奉納、永御祈念可申之旨宸筆之御手形ヲ被下間、則御旧殿奉成御鎮座奉称水無瀬御影堂、以後明応三年従後土御門院被贈進神号神門等得共子細有之右神号神門者被返進、其後者奉称水無瀬御宮候事

七月二日　　経業
　　師成

と書かれている。また別に足利義詮御教書（水無瀬神宮所蔵）に、

水成瀬殿御旧跡鳴動事可致祈謝誠之由可被相触禅衆等中候恐々謹言

延文元（一三五六）三月八日　　（花押）〇義詮

水成瀬宰相殿

というのがある。

正治造営の水無瀬殿（下御所）がどんなものであつたかは増鏡や、明月記によつてほぼ推察できる。

かやふきの廊渡殿など遙々と艶にをかしうせさせ給へり御前の山より滝おとされたる庭の小松もけにけに千代をこめたる霞の洞なりと増鏡にある。又高野日記には

尾上殿滝殿田上のいなは殿河口にのぞめる萱葺の渡殿釣殿所々の岩木は色あひ水の心はへそのおりおりの景色を書きわけられしいまも目につきたるように侍る

ともある。

しかし淀川と水無瀬川の合流点に近かつただけに川添いの渡殿とか舟から直接上れる釣殿、川の水をそのまま引き込んだ庭園の主要部分などは、水害を蒙ることは避けられなかつたようである。現在の水無瀬神宮境内の地形の起伏から、初期離宮の様相を想像しにくいけれども、現況を宝暦に書かれた図と照応しながら、その旧域を推定して見ると、現在の神社境内のすぐ東側の水田及び溝川は昔の河床を伝えるものらしく、従つて離宮の敷地は、その神殿附近を東端として、それはもつと西方にひろがりを持つていたようである。また水無瀬川の流路はもつと古い時代には青葉荘の辺から、阿弥陀院の方向に抜けていた時代もあつたらしいが、建保四年（一二一六）の洪水期には、このあたり一帯が水びたしになつたこともあつたであろう。

このように下御所の区域は洪水によつて度々洗わ

れたであろうし、地形的に昔の姿を物語るものは見出せないが、神宮建築の背後にある茶席燈心亭の庭にある小さな池辺の庭石だけは池の面積から見て不釣合のものであることから、当時の庭石を若干転用したものではないかと考えられる。

三　水無瀬離宮上御所跡

最初に出来た下御所は建保四年（一二一六）の水害で致命的破損を蒙つたため、翌建保五年には更にその西方五百メートルほど隔つた百山（山頂を含む）及その東南山麓方向に離宮を移したことが明月記などの古記録によつてわかる。

上御所の区域はどれ程であつたかについてはまだはつきりとした解釈がなされていない。

後鳥羽上皇が造営された離宮のことであるから、希望さえあれば如何ような土地をも入手することができた筈であるが、それにしても、旧東大寺領を外さねばならぬとすれば、それは摂津国島上郡第一条第二里の西北部坪付（四～九、一六～二一）と同第二条第二里の東北部の坪付（一～三、一〇～一五、二二～二四）とから割り出されるもので、宝暦年間の古図は家領とある区域がほぼその重要部分に相当することが判る。即ち旧水無瀬殿は字東大寺と字桜井との中間に介在していたと見るべきもので、従つてその区域は東西長径六町南北四町、即ち二十町歩前後と考えてよさそうである。

国鉄東海道線に沿う国木原、金井戸、馬場殿及びやや西寄の字御所谷附近は昔の御所や雑舎のあつたところらしい。五反田池は宝永九年に池となつているに対し、鶴ケ池[1]は既に惟喬親王別業時代からのものを利用したらしいことが記録されたものもある。猶鶴ケ池の西岸には庭石らしいものが発見されており、当時の大規模な園池の地形を今日に伝えるもののようである。

園池は自然流下の水を堰塞したものであり、更にその一部には新しく造られた滝[2]もあつた。自然の丘阜である百山を築山に見立てるなど地形に順応しつつ、適所に殿舎を配置したものらしく、人工の美を誇るというよりは、自然に順応したものであると言つてよい。これを同じく鎌倉時代初期に築造された鎌倉永福寺（文治五年・東鑑）、天理内山永久寺（建長以前・内山記）の園池跡などと比較すれば、構造の上で、類似の点が頗る多いことが分るであろう。若し伝えのように鶴ケ池が惟喬親王の別業園池の地形を踏襲したものであるとするなら、これらの園池が唯一の平安時代初期宮苑遺構である大沢池の構造などとも一脈相通ずるものであることは当然である。

なおまたこの雄大な地形に加え、北に水無瀬の山々と川原を望み、東に桂川の合流点附近から対岸男山八幡宮にかけての淀川の大風景の眺望とを、園内の背景として取り入れていることなど、橘俊綱によつて提唱された平安時代[3]の山荘庭園の伝統にも相通ずるものがあり、平安・鎌倉時代宮苑の特色を遺憾なく、示すものであることが判明するであろう。

四　伝桜井御所跡

楠公父子訣別の所と伝えられる桜井駅跡のすぐ西側を国鉄東海道線が通つているが、その線路の更に西側三百メートル程の所は、桓武天皇皇子円満院法親王の桜井御所跡と伝えられている。古記録が正確さを欠くきらいはあるが、その附近一帯の地名である御所内、御所池、六条殿、薬師堂之庭、御堂前、苔山などの地名が示す通り、山地を開いて平坦地とし、由緒ある御所の敷地として利用し、または園池として鑑賞したと推定される地形である。殊に御所池と呼ばれる一帯は、平安時代初期の宮苑遺跡である旧嵯峨院園池（大沢池）などと類似のものであつて、おそらく円満院法親王離宮の跡の伝えも無下に否定はできないであろう。

五　結　び

今回の実測調査によつて大阪府三島郡島本町地内の旧水無瀬離宮跡と伝桜井御所跡の地表に於ける現況を記録保存する操作を一応完了したのであるが、そのうち水無瀬離宮跡については、その西端の一部分即ち百山、御所谷、北浦の西端が新設計画路線にかかるにすぎないが、調査終了後間もなく、積水化学工業株式会社が百山及び五反田池一帯の土地を買収し、百山をけづつた土砂で池を埋め立て、工場宿舎運動場敷地等にあてる計画が決定してしまつたのはまことに残念なことである。又桜井御所跡の方は最も重要視される御堂前、苔山、御所池、御所内などの大半が名神高速道路の大規模な工事によつて破壊されることが判明して来たもので、この点誠に惜しいことであると思う。

何れも類例の稀である平安・鎌倉時代宮苑遺跡として文化史上最も重要なものであることが確実となつた上は、地下遺構の記録保存することのできるよ

う、今後工事現場との連絡を緊密にされたいものである。

註（1）平安時代初期文徳天皇皇子惟喬親王の別業の跡であると伝える。扶桑京華志巻之三によれば、「水無瀬宮、在二水無瀬一今之鶴池是也惟喬親王別業」とある。従つて後鳥羽上皇の水無御瀬離宮上御所の園池は完全な新設ではなく、曽て別業に利用されていた地形を利用し、滝や立石などを加えたものと見られる。

（2）明月記建保五年二月廿四日の条や、拾遺愚草（水無瀬神宮古文書所収）などに滝や立石のことがでている。

（3）作庭記の編者で、その中には俊綱独特の庭園意匠論が縦横に論ぜられている。作家であると同時に評論家としても聞え、尊卑分脈にも、「水石風骨を得たる人なり」とある。続世継には鳥羽殿に対する辛辣な評論が書かれている。

南都諸大寺伽藍構成と地形の関係

標記の問題を考察する手初めとして、東大寺旧境内の地形調査に着手した。測量調査の区域としては北は知足院山から南は南大門前面の吉城川附近、東はまんなおし地蔵尊から手向山八幡宮裏山の土塁を結ぶ線、西限は転害門焼門西大門跡を経て旧井上邸西側築地塀（旧東京極大路）を結ぶ線、東西八五〇メートル、南北八〇〇メートル面積にして六五ヘクタール（約六五町歩）の区域内に存在するほとんどすべての建物の位置と、地形の抑揚を記入したものである。中でも宮内庁正倉院事務所のお許しを得て、正倉院境内を含めることができたことや、依頼により四聖坊庭園を詳細に調査することができたことは望外の幸であつた。

調査の結果明らかにされたことは、

① 転害門と焼門（中御門）の中柱を結んだ旧東京極大路に平行する線は南大門から新禅院（金鐘学園）、県警察本部長公舎築地塀の南限から五・五〇メートル北の地点を結ぶ線と直交すること。

② 南大門の中心から垂直に引いた直線（真北）は、南大門の中心と大仏殿の中心とを結ぶ直線上から、東に一度二〇分だけ外れており従つて大仏の中心は、それから五・五〇メートルだけ西に寄つて立つている。

③ 現在鐘楼の建つている丘阜は、元、大仏殿附近から戒壇院の附近まで延びていた。その丘の高さは鐘楼の附近では海抜一二八メートル（現在平均一二一メートル）大仏殿中心附近では一一八メートル位（現在平均一〇一メートル）あつた。従つて大仏の肩あたりまですつぽりと入る位の高さであつたらしい。

④ 本坊の北から水門町に向つて真西に抜けている水路（白蛇川）は、天平四至図には書いてあるが、昔からあつたのでなく、東大寺の寺地を開くに当り人工的に掘つたもので、元の河川は東塔の附近から鏡池の北寄に流れ、東大寺大仏殿廻廊の西南隅前を更に西塔と戒壇院の間を流れる川につづいていたらしいこと。

⑤ 南大門と中門の間、現在の五百立山のすぐ東南方あたりには海抜高約一〇九・七メートル位の尾根があり、それが鎌倉時代はじめに取除かれ、そのあとに鏡池ができていること。

⑥ 大湯屋の南の池から食堂跡南につづく川は現在講堂跡の東北隅で、竜松院と竜蔵院との間を流れ下る渓流と合流しているのが、元はあのように北に曲らず大仏殿土塁のすぐ北下方を真西に向つて流れ、中御門（焼門）のすぐ北側から、東京極大路を横切つて西方に流れ去つていたらしい。

⑦ 竜松院と竜蔵院の間を流れる渓流は元は知足院山裾に添つて真西に流れ、正倉院南池の北部を通つてテニスコートの南下方から対山荘の附近を西流していた。従つて講堂と、三面僧坊の西室のみは、これらの渓流が下方浸触した谷間の地形を、大仏殿造営のために大きく削つた土砂を以て埋め立てたその上に建設したものと見られる。

⑧ 食堂の基壇の南端の一部らしい粘土層が宝厳院の園池中に露出しているが、その位置は講堂礎石から見ると南から五列目の礎石の列の延長上にあること、宝厳院の門前の道路上に横たわつている造り出しのある豪快な礎石は講堂の南から六列目と七列目とを結んだ平行線の中間にあること、及びその礎石は、海抜一一三メートルの土表面上に露出していること。

⑨ 知足院山上に西南から斜に東北に向つて走つている長い築地塀があること。

⑩ 法華堂と手向山八幡宮建物の方位角は、その

附近に於ける他の建物の方位角とは少しく異り、真北に対し、少しく傾いている。

以上この実測調査を通じて思いがけない種々の資料を得ることができたのであるが、現況の実測図、東大寺造営以前の地形推定復原図などは、拙稿「大和文化研究第五巻第四号」を参照されたい。

猶このほか昭和三十五年六月現在は興福寺旧境内地の調査中であり、次第に他に及ぶ予定である。今後同様の調査を推し進めることにより、南都諸大寺に於ける伽藍配置に際して、地形がどの程度考慮に入れられたか、或は伽藍配置の伝統固執のためにはどのように無理をして配置を決定したものであるかという点の究明をつづけて見たいと思う。

南宗寺（堺市南旅籠町）庭園の復原的修理

一　南宗寺畧史

そもそも南宗寺は最初舳松の傍にあつたが、弘治二年三好長慶が大林和尚を開山とし寺地を宿院町の南（中之町東三丁、妙法寺の現在位置）の地に移し、弘治三年（一五五七）十一月落慶供養したものである。天正二年（一五七四）松永久秀の乱で全焼し、復興後又元和元年の四月廿七日の兵乱で荒廃していたのを、元和三年（一六一七）中興沢庵和尚在住の頃現在の所に再興された。そして元和九年（一六二三）七月十日第二代将軍秀忠、同年八月十八日第三代将軍家光御成があつた。旧坐雲亭の建物はその頃のものと伝えられる。

当時の南宗寺の建物の配置は南宗寺伽藍古図に書かれているが、庭の姿は記入されていない。しかし描かれていないから全然無かつたとは言えない。其の後延宝七年（一六七九）には方丈の真正面に当つて、東照宮御霊屋が造営されている。奥書に寛政乙卯（七）年（一七九五）とある和泉名所図会に描かれている所が江戸時代末期の寺の姿であるとすれば、それは私が最初昭和七年に訪ねその後しばしば見に行つた頃の姿とほとんど違つてはいないから、昭和二十年七月の戦災までは、ほとんど旧態のままを維持しつづけて来たものと見られる。

二　復旧工事前の実測調査

今回の庭園の復旧修理工事に際しては、将来文化財に指定される場合のことを考慮し、ただ単に観光的目的に合致するよう美化するという態度で臨むことを厳重にいましめた。着工に先立ち、罹災当時のままの姿を先ず詳細に実測することからはじめた。修理工事は勿論昔の姿にかえすのが主なねらいではあるが、長年月の間に土砂の推積其の他による地形起伏の変化、土木建築工事によつて生じた土石の移動などをできるだけ元にかえすこと、倒れたり、傾いたりしている庭石を元の姿に起こし、むきを直すことなども必要である。幕末に於て東照宮宝前に献納された石灯籠の除去をはじめ、必要のある場合は植物の移植、伐採又は不足の場合は補植により景観を整えることも必要である。別に利用上不可欠の場合には敷石飛石等を若干加え、或は通路を開き垣を造る場合もあるが、それらの場合といえどもあくまでひかえ目に止めたのは言うまでもない。

かくて六月三日から工事に着手した。まづ第一に途中で消えているように見える昔の枯山水型渓流に添つて、その流がどこまであつたのか、またその流の川底の構造がどのようで、どの程度埋まつていたかを検分するために発掘を試みたところ、その際川底のような敷石と川岸を形成していた石組とが、現出したのである。その場合庭の西隅に於て護岸の石組に接して、一見飛石状の用途不明の石（紀州産青石）が数個見出された。それが後に投込まれたものと見られるだけで、あとはすべて使途明白のものばかりであつたから、元から地表に現われていた石と組み合わせて、ここに渓流型枯山水庭園の景観を復原することができたのである。

三　調査の結果判明した庭園の変遷

次に着工以前の実測調査と復原的修理工事とを通じて判明した南宗寺庭園の変遷について略述しよう。

この庭園がいつごろのものであるかについては、先学も興味をもつて解説されており、その中にはこの庭園が元和以後のものでありながら古制を持つていることに注意を示している人もある。又この庭園の中心をなしている滝口石組や石橋などの主題が方丈の正面から向つて右手（西側）に寄りすぎていることにも不審を抱く人がある。私もそれらとは同意見であるが、結論としてはやや異るところがある。

発掘着手前の庭園を調査している間に、私はこの庭園に使用されている庭石の中に、全く異つた好みのものが二種類あることを知つた。その一類は比較的大柄な和泉砂岩系統の庭石群で、何れも深々と据えられており安定感がある。もう一つの種類は現在の庭園景観の主題をなしている滝口・石橋・流れを形式する一連の石組で、これらは石の質も少しく違

い、紀州の青石が主で、中には著しく海触を受けた砂岩などをもかなりまじえている。これらの事実を通じて、私は選択者の明白な相違、引いては作製年代に開きがあるものと見たいのである。さてこれらの事実をどう解釈するかと言うと、その解決については今回の発掘が大いに物を言つたことは言うまでもない。

前述のように大柄の庭石群は、その根が非常に深いのである。最も深いものは、六〇センチメートルも埋まつているものがある。それに対して、川添いの石組は至つて根が浅く、中には盛土の上に乗せたようなものさえもあるくらいで、最も深いものでも三〇センチメートルを越えるものは少ない。一番大きな石（二つに割れている）のすぐ右（西）側の平らな石や、そのすぐ右（西）側の石の如きは至つて根が浅く、僅か五センチメートル位のものである。従つてこの二組の庭石群は同時のものではないことが分ると同時に、同じ手前（北）側の庭石群の中にさえも、後補のものがあることを知つたのである。

四　庭園史的意義

最後にこの庭の石組から判断した作庭の経緯と、庭園史的意義にふれておこう。

下方に於て渓流状をなしているこの庭園景観を誘導する滝口と石橋とが元東照宮（延宝七年）と山叢との間にはさまつて何となく窮屈そうな姿であつたことを知る人は、現在見るこの庭園の主要部分が、一山の政策上東照宮を方丈の真正面に造営した時即ち延宝七年頃に、止むなく西に片寄せて、完成したものではないかと考えるのは当然のことである。従つて、「庭古田織部正」と和泉名所図会に書かれ、桃山時代の名園の一つと呼びならわされて来たこの庭園も、厳密に言つて江戸時代前期かなり降る頃の遺構ということに訂正されそうである。所が方丈の中央前面に横たわる大柄の五個の庭石だけは、安定したその姿態から推し、根深くおさめられたその技法から判断しても延宝改造よりずつと古くからあつたもので、おそらく、この部分こそ元和五年（一六一九）に方丈が造営された頃の石組の一部が、幸にして元のまま残されたものであろう。元和創始の庭の姿は資料がなくて不明であるが、この石が東南から、西北に向つて庭を斜に流れ去る渓流添いの姿であることから推せば、それは或る時期に改造されて現在の姿になる以前にも、方丈前面の地形の高所を利用しながら立石によつて滝を表現し、その前面に石橋をかける所謂大徳寺大仙院流儀の枯山水があつたのではなかろうか。現在、滝口や石橋や渓流を形成している立石が比較的小柄で形がにぎやかであるのにひきくらべて、渓流の底に敷きつめられている石の粒が粗大であること、渓流に拳石を敷く技法が室町時代の末期には、屢々採用されていることなどから考えると、先学も認めているように、この庭の枯山水型式の姿は、江戸時代前中期よりはもつと溯り、現南宗寺創始期は勿論のこと、三好長慶と大林和尚による宿院町南の室町末期の庭園の姿にも通ずるものがあるのではなかろうか。即ち南宗寺の庭園は美術的な見地からするも、歴史的価値から判断するも、大阪府下に於ける庭園としては、重要な遺構と見られるのであつて、永く保存の途を講ずべきものであると考える。

醍醐寺旧三宝院と無量光院等庭園跡遺跡の調査

一　醍醐寺の僧坊調査

昭和三十四年十二月に醍醐寺側の同意を得て、同寺境内地に残存する旧僧坊跡の地形調査を行つた。その結果仁王門（旧西大門）から、金堂の方に通ずる参道の両側に藤原時代の僧坊とその庭園の遺跡が二つあることを知つた。即ち参道の南側のが無量光院、その北側のは旧三宝院（灌頂院）であることが判つた。

二　無量光院遺跡

無量光院の遺跡は、東側を除く周囲三方を高さ約一メートル程の土塁状地形でめぐらし、その全敷地のやや西寄のところに池の跡らしい窪みが見える。昔の水面と思われるのは海抜四七メートルあたりのところと算出される。その中央やや南寄りに中島状の高所がある。この池への給水は五重塔の南を通つて清滝宮の南の所から無量光院東南隅に至り、そこから西北方に向い、池の東の方から流れ入り、余水は池の西の方から流れ出るようになつていたらしく、その排水溝のような地形は今でも指摘できる。

建物の位置と思われるのは敷地の北側の一帯でその東半分は池痕と思われる窪地の表面よりは約一メートル五〇ほど高い。また敷地の西半分も約一メートルほど高くなつており、北東方に最も重要な殿舎があつたと推定される。

三　旧三宝院（灌頂院）遺跡

旧三宝院の敷地は、その四周に土塁をめぐらしているので無量光院同様わかり易い。醍醐雑事記によると永久三年（一一一五）直後の建物の種類がわかる。またその間二回正治二年（一二〇〇）と、貞永元年（一二三四）とに焼けているが、鎌倉中期頃のことなら醍醐寺新要録所収絵図類の中に永仁六年（一二九八）の指図があり、灌頂院、礼堂、廊、中門廊、中門、四足門、殿上のほか西の通に面して唐門が存在していたことを図示している。

旧三宝院は文明二年（第四回目）の火災以後は同じ敷地では再興されず、金剛輪院（現在の三宝院）が当時の座主の住房にあてられたので、いつしか金剛輪院のことを三宝院門跡と呼ぶようになった。その後焼跡の庭石などは慶長七年以前既に桃山城に運ばれたものもあり、また曽て旧三宝院滝頭にあつた石は、金剛輪院の庭の石橋として利用されたものもある。そして慶長七年（一六〇四）頃にはその遺跡は松原のようであつたと義演准后日記（慶長七年一月廿七日の条）に記されている。

旧三宝院敷地の南側は、後に水路が出来土塁が少し直されたので昔の門の位置は判りにくいが西側の方は土塁の状態が昔のままである。仁王門のすぐ北側の所で、内側に七メートルほど屈曲し、更に大道に平行して元のように屈曲して北に延び約三十メートルの地点で約四米だけ途切れている。更に北の方も同じような形に屈曲して長尾宮鳥居の所に至り終つている。この土塁の切れている部分は室町時代以前からの四足門の位置に相違なく、この門の位置が判明したことから、この敷地に永仁六年の指図や下醍醐伽藍をあてはめることができるので、主要建築の位置が見当つくと同時に残余を庭園敷地と見ることが可能となる。敷地の東南隅の所が海抜標高約五〇・七〇メートル・程の高地であるがそのすぐ北西側に四六・七〇メートル程、この敷地内で一番低い窪地があるのを泉水跡と見ることができるようである。鎌倉時代の記録には泉水のことは書かれてないが、十帖抄に「滝坪」の語が見え、滝の落ちる所より一丈西に平らな石があり、その石の上に神供壇を置いたことを記している。また隆源僧正記によると既に以前からあつた滝を当時座主であつた心助僧正が至徳二年（一三八五）に掃除し、水を落すなど立派に再興したことが記されている。今回調査の結果地形上顕著な切れ込みを見つけることができたが、ここを滝口とし、落水は南山裾をめぐつて、西に流下したものらしい。

四　菩提寺遺跡

このほか、天文十三年（一五四四）禁裏に引かれたことで庭園史上著名な九山八海石が曽てあつた菩提寺のあとも現在の伽藍から約三百米ほど南に離れたところに確認することができ、例の九山八海石は、菩提寺では大池の中にあつたのではなく、遣水のある小庭に置かれていたらしいことを知ることを得た。

願成就院庭園遺跡の調査

静岡県田方郡韮山町北条にある真言宗願成就院は、伝運慶作の地蔵尊があることで有名である。この遺跡の調査の目的は、昭和三十四年夏期に実測調査した水無瀬離宮庭園遺跡と比較し、鎌倉時代初期に於ける建築配置と、庭園造成の特色をとらえて見たいという点にあつた。

願成就院の創造に関しては東鑑文治五年（一一八九）六月六日の条に

為二北条殿御願一、為レ祈二奥州征伐一、伊豆国北条内、被レ企二伽藍営作一、今日択二吉曜一有二事初一立柱上棟則同被レ遂二供養一、名二願成就院一、本尊者阿弥陀三尊并不動多聞形像等也。（下略）

とある。更に正治二年（一二〇〇）正月八日の条に、

又伊豆国願成就院北隣者幽霊在世御亭也。而今為二北条殿沙汰一、被レ定二仏閣一。令レ奉レ安二置阿弥陀三尊并不動地蔵等形像一給云々

また建保三年（一二一五）十二月十六日の条に、

又今日伊豆国額成就院南新御堂被レ遂二供養一本仏阿弥陀三尊并四天三像云々是為二相州御領一此間所レ被二新造一也

更に寛喜二年（一二三〇）十月十六日の条によると、

武州御願北条御堂上棟也、左近入道道然斎藤兵衛入道浄円為二奉行一。

とある。このように文治五年以降次第に伽藍を整備して行つた北条御堂即ち願成就院の本尊が阿弥陀如来であること、その成立が源頼朝の奥州征伐にちなみ、平泉精舎を参考として源頼朝が鎌倉に創造した永福寺と相前後していること、曽て永福寺跡には堂塔跡よりは、園池遺跡の方が明瞭に残存していたことなどから、主として、願成就院の園池遺跡の地形の復原的考察に重点を置いたのである。

☆　☆　☆

（森　蘊）

昭和34年度調査研究概況

Ⅰ 総合研究

1 平城宮跡発掘調査（建造物・歴史）

最近の産業開発や、市街地の発展によって平城宮跡の一部が破壊される恐れがある。特に現在の一条通ぞいの地区では宅地化の進展が著しく、この部分の埋蔵遺跡の調査は緊急を要するので、その中の内裏推定地区より調査を始めた。この調査は第1次五カ年計画として今後続行するものである。

2 飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査（建造物・歴史）

大和平野農業用水路予定線上に板蓋宮推定地の石敷遺跡があたるので、これを発堀調査した。なお用水路の開鑿に伴う調査は、昭和31年以来当研究所が担当してきたのであるが、本調査は今後奈良県に引継いで頂くこととなつた。

3 南都諸大寺伽藍地地形実測調査（建造物）

平城宮跡と同様に市街地の発展や観光事業施設の増加によって諸大寺の旧境内地が変貌しつつある。発掘調査等による旧伽藍の解明が最も望ましいことであるが、その予備調査として現地形の実測を行い、また適切な環境整備や観光施設計画にも役立てることを目的とし、本年度は東大寺、興福寺等について境内地の測量を行つた。

4 俊乗房重源の研究（美術工芸・歴史）

5 興正菩薩叡尊の研究（美術工芸）

6 仁和寺所蔵古文書・聖教の調査（歴史・建築）

これ等はいずれも前年度より引続いて行つているもので、4・5は本文中にその概要を記し、6は成果の一部を「『常瑜伽院指図』について」として本文中に記した。

7 中世庶民信仰資料の調査研究（美術工芸・歴史）

（文部省科学研究費交附金による）

元興寺極楽坊から発見された資料の整理と研究を主眼とし、さらに一層広く中世における庶民信仰の実体を明らかにする目的をもつて、当研究所が主体となり、奈良・京都国立博物館、その他諸大学の協力を得て調査研究を行つたもので、その一部の『印仏』に関する調査経過を本文中に報告した。

Ⅱ 各個研究

1 美術工芸研究室・彫刻

いずれも前年度より続行しているものであるが、藤原彫刻の研究・鎌倉時代における院派仏師の研究・能楽発達期における能狂言面の研究等を行い（本文中に報告）、また新しく聖徳太子像の研究に着手した。なお奈良国立博物館と協同して長谷寺の寺宝調査を、又依頼によつて淡路島の文化財調査を行つた。

2 美術工芸研究室・工芸

工芸室は美術工芸研究室の総合調査に際しては彫刻、絵画室とともにつねにその調査にあたつた。工芸室の調査範囲は非常な広範囲にわたるが、出来る限り全面的に調査を行つている。それと平行的に工芸室の研究テーマを四つもつ。㈠は舎利塔の様式的研究を行つているがその目的とするところは、東大寺様式、唐招提寺様式、西大寺様式をはじめ全国の社寺に残存する多くの舎利塔の様式とそれがもつ美術工芸的価値の連関性の分類にある。㈡は、厨子の研究であるが、これは厨子の年代差による型態の変化と工芸技術の特異性の解明に努力している。㈢は、能衣裳と小袖の研究で能衣裳と小袖を美術史的、染織史的に研究し、さらに芸能史、服装史の観点からも研究する。㈣は、美術工芸作品に見られる文様の日本的展開。美術工芸作品に表出されている文様は外来系のものと日本系のものとに大別されるが、それらの文様から日本的文様の摸出とその実証、それらの史的発展過程の究明にあたる。手向山神社宝物の調査は㈣のテーマの一環として実施したが、幾つかの興味ある問題を得た。図版紹介はその一部である。

3 歴史研究室・古文書

前年度より引続いて興福寺所蔵の古文書典籍等の調査を行い、その中覚遍本明本抄について本文中に紹介した。

4 歴史研究室・考古

出土品の整理、分類によつて古瓦及び土師器・須恵器の編年的研究を行つた。

5 建造物研究室・建築

建造物の解体修理工事に伴う調査研究を、当麻寺曼荼羅堂その他について行つた。なお名神高速度道路工事に附随した瀬田廃寺発掘調査を滋賀県よりの依頼によつて考古室と協同で行つた。

6 建造物研究室・遺跡庭園

概要を本文中に報告。

研究発表

A　講　演

1　昭和三十四年五月十六日（於本所）
仁和寺の古文書調査について　田中　稔

南都諸寺の古図について　小林　剛

2　昭和三十四年九月二十六日（於現地）
平城宮跡発掘調査報告会

B　展　観

1　昭和三十四年五月十六日（於本所）
仁和寺関係古文書及び南都諸寺の古図

2　昭和三十四年九月二十六日（於現地）
平城宮跡発掘出土遺物

組　織

文化財保護法　抜萃
（昭和二十五年五月三十日法律第二一四号）

第二十条　委員会の附属機関として文化財専門審議会、国立博物館及び国立文化財研究所を置く。

第二十三条　国立文化財研究所は文化財に関する調査研究、資料の作成及びその公表を行う。

2　国立文化財研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

昭和三十五年十二月十二日　前所長藤田亮策先生急逝・十三日密葬
同　十二月二十日　当研究所において所葬を行う

昭和三十四年度文部省科学研究費交付金による研究

研究課題	交付金の種類	研究代表者	交付金額
中世庶民信仰資料の調査研究	総合研究	藤田亮策	二〇〇、〇〇〇円
古美術品の科学研究—とくに美術工芸品の微視的調査研究—	輸入機械購入費補助金	浜田　隆	九六二、二七九円

研究成果刊行物

年度	名称	担当者名
昭和二十九年度	奈良国立文化財研究所学報第一冊（仏師運慶の研究）	小林　剛
同	第二冊（修学院の復原的研究）	森　蘊
	奈良国立文化財研究所史料第一冊（南無阿弥陀仏作善集複製）	田沢　担
昭和三十年度	奈良国立文化財研究所学報第三冊（文化史論叢）	小林剛、森蘊、杉山信三、田中一郎、田中　稔
	奈良国立文化財研究所史料第二冊（西大寺叡尊伝記集成）	小林　剛
昭和三十一年度	奈良国立文化財研究所学報第四冊（奈良時代僧坊の研究・元興寺極楽坊を中心として）	浅野　清、鈴木嘉吉
昭和三十二年度	同　第五冊（飛鳥寺発掘調査報告）	浅野　清、杉山信三、坪井清足、鈴木嘉吉
昭和三十三年度	同　第六冊（中世庭園文化史）	森　蘊
同	第七冊（興福寺食堂発掘調査報告）	坪井清足、鈴木嘉吉
昭和三十四年度	同　第八冊（文化史論叢）	小林　剛、守田公夫、浜田　隆、杉山二郎
同	第九冊（川原寺発掘調査報告）	杉山、坪井、鈴木、田中（稔）、工藤、田中（琢）
昭和三十五年度	同　第十冊（平城宮跡（第一次）飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告）	杉山、坪井、鈴木、工藤、田中（琢）、岡田、岩本

名称	位置
東京国立文化財研究所	東京都
奈良国立文化財研究所	奈良市

3　国立文化財研究所には支所を置くことができる。

4　国立文化財研究所及びその支所の内部組織は、委員会規則で定める。

奈良国立文化財研究所組織規程

（昭和二十七年三月二十五日文化財保護委員会規則第五号）

（沿革、昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第五号）

（奈良国立文化財研究所の組織）

第一条　奈良国立文化財研究所の所掌事務を分掌させるため左の四室を置く。

美術工芸研究室
建造物研究室
歴史研究室
庶務室

（美術工芸研究室の所掌事務）

第二条　美術工芸研究室においては、絵画、彫刻、工芸品、書跡その他建造物以外の有形文化財並びに工芸技術に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（建造物研究室の所掌事務）

第三条　建造物研究室においては、建造物に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（歴史研究室の所掌事務）

第四条　歴史研究室においては、考古及び史跡に関する調査研究並びにその結果の普及及び活用に関する事務をつかさどる。

（庶務室の所掌事務）

第五条　庶務室においては、左の事務をつかさどる。

一、別に文化財保護委員会から委任を受けた範囲における職員の人事に関すること。

二、公文書類の接受及び公印の管守その他庶務に関すること。

三、経費及び収入の予算、決算その他会計に関すること。

四、行政財産及び物品の管理に関すること。

五、職員の福利厚生に関すること。

附　則

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

附則（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第一号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

職員

（昭和三十六年三月現在）

所属	氏名	官職	担当
所長事務取扱	石田茂作	（奈良国立博物館長）	
美術工芸研究室	小林剛	文部技官　室長	（彫刻）
	守田公夫	同	（工芸）
	長谷川誠	技術補佐員	（彫刻）
建造物研究室	森蘊	文部技官　室長	（遺跡庭園）
	杉山信三	同	（建築）
	鈴木嘉吉	同	（同）
	工藤圭章	技術員	（同）
	牛川喜幸	技術補佐員	（遺跡庭園）
	浅野清	研究員（大阪市立大学教授）（非常勤）	（建築）
	櫃本亀治郎	文部技官　室長	（考古）
歴史研究室	坪井清足	同	（同）
	田中稔	同	（古文書）
	田中琢	技術補佐員	（考古）
	岡田茂弘	同	（考古）
	岩本次郎	研究員（非常勤）	（古文書）
庶務室	住本辰範	文部事務官　室長	（事務統轄）
	紺野栄	同　係長	（事務一般）
	鈴木康子	同	（図書資料）
	坂口義尚	雇	（庶務会計）
	丹阪信次	守衛	（警備）
	杉本敏昭	自動車運転手	（会計）
	横田辰次郎	作業員	（写真自動車運転）
	渡辺衆芳	研究補佐員（非常勤）	（雑役）（写真）
	横田靖子	事務補佐員	（文書）

ANNUAL BULLETIN

OF

NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE OF CULTURAL PROPERTIES

1960

CONTENTS

page

Summary of the 2nd Excavation at Nara Imperial Palace Site 1
Research Activities of Sculpture Section during 1959 5
On Manuscript Plan of Jōyugain (常瑜伽院) preserved by Ninnaji Temple 11
Summary of the Excavation at Traditional Site of Asuka-Itabuki Imperial Palace 14
Writings on the reverse of Myōhonshō (明本抄) the old manuscripts coppied by Priest Kakuhen (覚遍) owned by Kofukuji 19
Summary of Research of Gardens during 1959 27
Annual Activities 33
Organization of our Institute 34

PLATES

"Nō-Mask" Inlaid Stirrup
Manuscript Plan of Jōyugain
Excavations at Imperial Palace Site of Asuka-Itabuki & Nara

Published by

Nara National Research Institute of Cultural Properties

Nara, 1960